

別 冊

全国児童福祉主管課長会議資料
(資料編：母子保健課)

(資料1) 新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する 適切な療養・療育環境の確保等の取組について(通知)	1
(資料2) 周産期医療対策事業等の実施状況	11
(資料3) 子どもの心の診療拠点病院のイメージ	13
(資料4) 妊婦健康診査等について	14
(資料5) マタニティマークについて	17
(資料6) 食育の推進	20
(資料7) 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱(案)	22
(資料8) 平成20年度母子保健衛生費等国庫負担(補助) 金交付要綱(案)及び標準単価(案)	30
(資料9) 養育医療給付事業の徴収基準額表等の取り扱いに ついて	60
(資料10) 未熟児養育医療給付事業の実施状況	61
(資料11) 小児慢性特定疾患治療研究事業の実施状況	62
(資料12) 都道府県の主な母子保健指標等	63
(資料13) 平成20年度診療報酬改定における主要改定項目について(案)	64
(平成20年2月13日 中央社会保険医療協議会 総会資料(抜粋))	

平成20年2月22日(金)
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 母子保健課

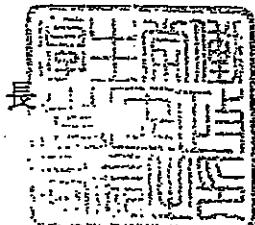
(資料1) 新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する
適切な療養・療育環境の確保等の取組について(通知)

医政発第1226006号
雇児発第1226004号
社援発第1226002号
保発第1226001号
平成19年12月26日

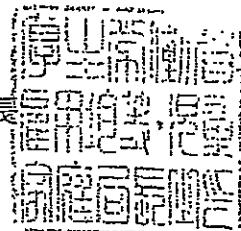


各都道府県知事 殿

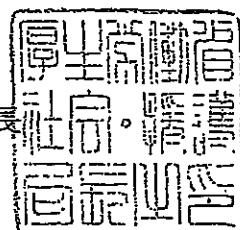
医 政 局



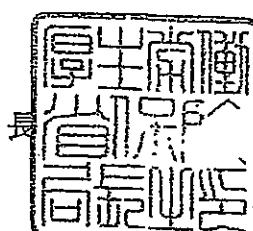
雇用均等・児童家庭局長



社会・援護局長



保 險 局



新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する
適切な療養・療育環境の確保等の取組について

地域における周産期医療体制の充実を図るため、従来から「周産期医療対策事業」(平成17年8月23日雇児発第0823001号)を実施し、新生児集中治療室(以下「NICU」という。)及びNICUに併設された回復期治療室(以下「GCU」という。)の整備をはじめ周産期医療体制の整備を進めているところである。当該NICU及びGCU(以下「NICU等」という。)には、一定程度の児童が長期間入院している状況にあるが、当該児童にとって必ずしもNICU等での入院が適切でない場合もあること、また、NICU等の満床のため、妊婦、新生児の搬送の受入れが困難である事例が一定

程度存在することが、課題として指摘されている。

こうしたことから、各都道府県におけるNICU等に長期間入院している児童の状況を把握し、一人一人の児童にふさわしい療養・療育環境への移行を促進することが必要であるため、下記のとおり対応策の策定及び実施を図られたい。

なお、対応に当たっては、衛生（医療）主管部局、母子保健主管部局、民生（障害保健福祉）主管部局において適切に連携を図られたい。

記

- 1 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等、各都道府県内の基幹病院におけるNICU等に長期間入院している児童（以下「長期入院児」という。）の状態及びNICU、GCU、小児科病床、重症心身障害児施設等の福祉施設（以下「重心等」という。）又は在宅での生活を支援する医療・福祉施設等の状況について現状を把握すること。その上で、長期入院児の状態に応じた望ましい療養・療育環境で適切に医療、福祉が受けられるよう、速やかに既存の資源の活用策を策定し、必要な対策を講じること。
- 2 NICU、GCU、小児科病床又は重心等における病床が不足していることが明らかになった場合、ただちにその要因分析を行い、長期入院児に対して適切に医療、福祉が提供できるよう、適切な療養・療育環境を確保するための計画を策定し、必要な対策を講じること。



医政総発第1226001号
雇児母発第1226001号
障障発第1226001号
保医発第1226001号
平成19年12月26日

各都道府県
〔衛 生 母 子 保 健 民 生〕主管部（局）長 殿

医政局総務課長

雇用均等・児童家庭局母子保健課長

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

保険局医療課長

新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する
適切な療養・療育環境の確保等の取組について（留意事項）

新生児集中治療管理室（以下「NICU」という。）及びNICUに併設された回復期治療室（以下「GCU」という。）に長期間入院している児童（以下「長期入院児」という。）の状況把握及びその対応策の策定・実施については「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について」（平成19年12月26日医政発第1226006号、雇児発第1226004号、社援発第1226002号、保発第1226001号厚生労働省医政局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、保険局長連名通知）において、その取組をお願いしているところである。

今般、下記のとおり、長期入院児の適切な療養・療育環境を確保するための計画的具体的な策定手順や留意事項などを定めたので、当該計画の策定等に際し配慮されたい。

記

1 各都道府県における現状の把握及び計画の策定に当たっては、次に掲げる（1）～（4）の手順により行われたい。特に、（1）～（3）については、可能な限り速やかな対応を図られたい。計画の策定等に当たっての留意事項については、別紙のとおり。

（1） 長期入院児の把握

- ① 長期入院児について、長期入院の原因疾患、必要な医療、退院の見通し、退院できない理由等について具体的な把握を行うこと。
- ② 長期入院児について、身体の状況等から、NICU及びGCU（以下「NICU等」という。）から退院することが適当であると主治医が判断する場合、望ましい療養・療育環境を推定すること。

（2） NICU、GCU、小児科病床、重症心身障害児施設等の福祉施設（以下「重心等」という。）又は在宅での生活を支援する医療・福祉施設等（以下「在宅支援施設等」という。）の現状把握

NICU、GCU、小児科病床、重心等における受け入れ可能な病床数及び在宅支援施設等において支援可能な児童数の把握を行うこと。

（3） 既存の資源の活用

（1）及び（2）で把握した内容等をもとに、長期入院児と望ましい療養・療育環境との調整を行い、長期入院児が適切に医療、福祉を受けることが出来るよう速やかに対応すること。

（4） 不足する病床等の整備及び整備した病床等の活用

- ① 長期入院児の数に対し、受け入れられる病床数が少ない場合、各施設での病床や設備、医療従事者等の不足数等の受け入れのため今後整備が必要な事項等に関する把握を行うこと。
- ② 不足している病床や設備の整備あるいは医療従事者の確保に努めること。
- ③ 整備後、改めて長期入院児と望ましい療養・療育環境との調整を行い、長期入院児が適切に医療、福祉を受けることが出来るよう速やかに対応すること。

2 厚生労働省への情報提供について

各都道府県における長期入院児や既存資源の状況や不足する病床の整備計画については、別紙様式により、平成20年3月末までに、雇用均等・児童家庭局母子保健課宛て情報提供されたい。

なお、各都道府県が策定する「1－（4）不足する病床等の整備」に係る計画において、現在後述する補助金の交付対象外である独立行政法人国立病院機構病院を対象とする場合には、事前に母子保健課を窓口として相談されたい。

3 不足する病床等を整備する際の補助金の活用について

各都道府県において策定された計画に基づき、不足するNICU、GCU及び小児科病床の整備や人工呼吸器等の設備を整備するに当たっては、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金を積極的に活用されたい。

また、不足する重心等の新設や、障害児の受入環境の整備に係る建物の修繕については、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金において、優先的に採択することとしているので、積極的に活用されたい。

さらに、従来より周産期医療ネットワークに係る経費については、母子保健医療対策等総合支援事業で補助を行ってきたところであるが、平成20年度より、NICU等から他の医療機関、福祉施設、在宅等への円滑な移行のための支援を行うことを目的としたコーディネーターを配置することとしているので、積極的に活用されたい。

4 その他

(1) 診療報酬について

診療報酬については、現在平成20年度の診療報酬改定に向け、中央社会保険医療協議会において検討がなされており、NICU及びその後方支援に関する診療報酬の改定がなされた場合は、各都道府県に対し速やかに情報提供することとしている。

(2) 今後の対応について

医療技術の進歩などを踏まえると、今後もNICU等が一定程度必要であると考えられることから、引き続き、長期入院児の把握を含め必要な対応策を講じること。

なお、策定された計画に基づく対応策の進捗状況等については、別途、情報提供を依頼することとしているので配慮されたい。

別紙 現状の把握及び計画の策定に当たっての留意事項

1 (1) ①について

- ・ 具体的な把握に当たっては、別添「個別調査用紙」を作成したので適宜活用されたい。ただし、当該調査の趣旨を踏まえた上で、自治体独自の調査用紙を作成しても差し支えない。
- ・ 原則として、N I C U等に1年以上入院している児童を把握の対象とするが、必要に応じ、1年未満であっても一定期間（例えば、90日以上、半年以上等）入院している児童についても対象としても差し支えない。
- ・ 診療報酬上の新生児特定集中治療室管理料又は新生児集中治療室管理料の加算対象となっている病床及びそれに併設された回復期治療室だけでなく、必要に応じ、加算対象ではない新生児の集中治療機能を有する病床についても、同様に把握することが望ましい。
- ・ 可能な限り、管内の総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の各都道府県内の基幹病院に直接出向くことなどによって具体的な把握を行うこと。
- ・ 把握の際には、個人情報保護に配意する必要があるため、医療機関の職員と連携を図りつつ、児童の家族の同意を得ることも含めて適切に対応されたい。

1 (1) ②について

- ・ 長期入院児の望ましい療養・療育環境の推定に当たっては、管内の新生児科、小児科、重心等、在宅支援施設等の専門家の意見を踏まえることが必要である（必要に応じて、上記専門家を含めた検討会を開催することが望ましい）。

1 (2) について

- ・ 可能な限り個々の施設に直接出向き、病床数だけではなく、具体的にどのような状態の児童を受け入れができるのか等といった点も把握すること。

1 (4) について

- ・ 病床の整備に当たっては、医療計画との整合性に留意し、まずは地域の既存の医療機能の強化を図ることとし、それでもなお不足する場合においては、特定の病床等の特例について考慮すること。

別紙様式

都道府県名

1 NICU等長期入院児数等について（平成20年　月　日現在）

現在の入院先	長期入院児総数(※)	退院可能な長期入院児の望ましい療養・療育環境		既存資源を活用した移行児童見込数		不足する病床の整備必要数	
NICU	名	GCU	名	GCU	名	GCU	床
		小児科病床	名	小児科病床	名	小児科病床	床
		福祉施設	名	福祉施設	名	福祉施設	床
		在宅	名	在宅	名		
GCU	名	小児科病床	名	小児科病床	名	小児科病床	床
		福祉施設	名	福祉施設	名	福祉施設	床
		在宅	名	在宅	名		

※ 本報告については、NICU及びGCUに1年以上入院している児童を対象とする。

2 不足する病床の整備計画について

既存資源を活用した上で、さらに不足する病床についての整備計画を提出すること。

※様式任意。適宜、参考となる資料を添付願います。

個別調査用紙

NICU 等に長期間入院している児童について把握するための調査です。

施設名 () 症例番号 ()

出生時胎週数 (週) 出生体重 (g) Ap(1分後) / 5分後 ()

入院期間(年 ヶ月)

現時点の入院病床 (NICU、GCU、その他 ())

入院時主診断名(例:超低出生体重児、呼吸窮迫症候群(RDS)、新生児仮死、頭蓋内出血)
(複数回答可)

[]

現在の児童の状態について

以下の医療行為で該当するものに○を付けてください(重複可)。

1. ()レスピレーター管理(スコア 10)
2. ()気管内挿管 or 気管切開(1と重複可)(8)
3. ()下咽頭チューブ(エアウエイ装着)(8)
4. ()酸素吸入、または room air 下で SaO₂ 90%以下が 1 日の 10%以上(1.-3.と重複可)(5)
5. ()1 回 / 1 時間以上の頻回の吸引(8)
- 5'. ()6 回 / 日以上の頻回の吸引(3)
6. ()レスピレーター装着せずネプライザー常時使用(5)
- 6'. ()レスピレーター装着せずネプライザー 3 回 / 1 日以上の使用(3)
7. ()中心静脈栄養施行中(10)
8. ()経管 or 経口全介助(5)
9. ()胃・食道逆流現象(5)
(体位・手術・内服剤等で抑制できない or コーヒー残渣様の嘔吐を伴う程度のもの)
10. ()体位変換(全介助)6 回 / 日以上(3)
11. ()定期導尿(3 回 / 日以上) or 人工肛門(3)
12. ()過緊張(けいれんは除く)により 3 回 / 週以上の臨時薬を要する(3)
13. ()血液透析を施行中(10)

合計()点

移動運動

- (1) () 寝たきり
- (2) () 座位まで
- (3) () 膝行等での移動可
- (4) () 不安定独歩可(装具使用でも可)
- (5) () 安定独歩

社会性、言語能力(複数回答可)

- (1) () 追視可
- (2) () あやすと笑う
- (3) () 人見知りする
- (4) () 有意語あり

てんかん

- (1) () てんかん発作なし
- (2) () てんかん発作あるが、無投薬
- (3) () てんかん発作あり、抗痙攣薬で発作抑制可能
- (4) () 難治性てんかん発作あり

今後の見通しについて

今後1ヶ月以内に退院する予定がある (はい いいえ わからない)

予定がある場合、移行先は (在宅、他病院へ転院、福祉施設入所、乳児院)
(その他)

1ヶ月以内に退院する予定がない場合あるいはわからない場合についてお答え下さい。

退院できない原因となっている疾病について、主なものは何ですか。

(以下のうち、1つだけ選び簡単に理由をお書きください)

[例:(1)(○)未熟性による合併症(CLDで人工呼吸器装着中)]

- (1) () 未熟性による合併症()
- (2) () 多発奇形症候群、染色体異常()
- (3) () 低酸素性虚血性脳症、頭蓋内出血()
- (4) () 先天性心疾患()
- (5) () 神経筋疾患()
- (6) () その他()

退院できない理由は何ですか。

(複数回答可。複数回答の場合、最も主要な理由に○をつけて下さい。)

- (1)()病状が重症または不安定で退院、転院が不可能である。
- (2)()福祉施設の空きが無い。
- (3)()転院を受け入れる医療機関が無い。
- (4)()家族が退院を希望しない。
- (5)()地域の在宅生活を支援する体制が不充分であるため、在宅に移行できない。
- (6)()その他 ()

児童の状態のみを考えた場合、現時点で最も望ましいと考えられる療養・療育環境はどこですか。

- (1)()引き続き医療機関のNICU等に入院
- (2)()同じ病院の小児科病床
- (3)()他病院の小児科病床
- (4)()福祉施設
- (5)()自宅
- (6)()その他 ()

理由



今後の見通しに関するご家族の意向



(資料2) 周産期医療対策事業等の実施状況

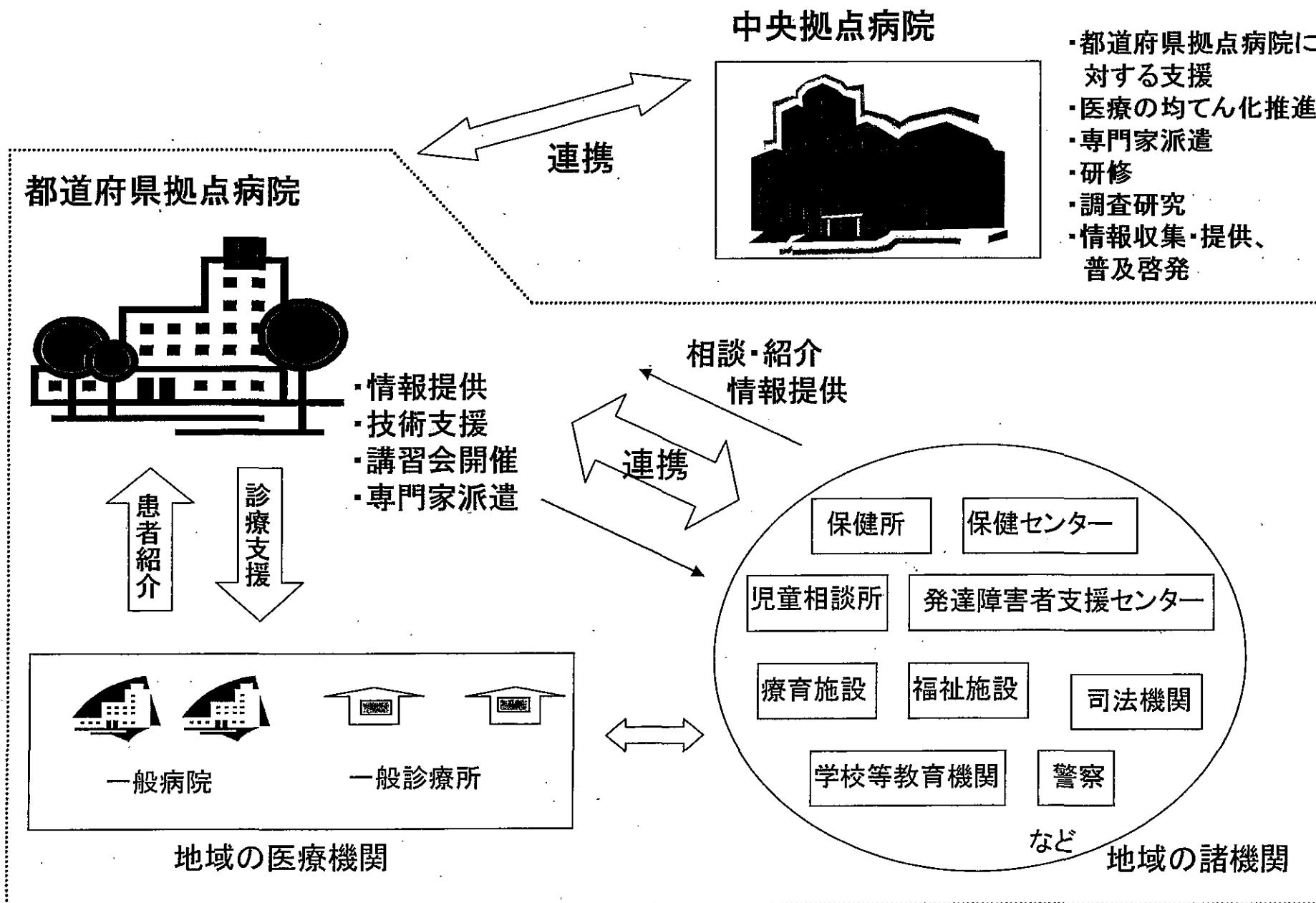
平成19年度(国庫補助対象分)

母子保健 強化推進 特別事業	母子保健 強化推進 特別事業	保健指導 事業	生涯を通じた女性の健康支援事業				周産期医療対策(ネットワーク) 総合周産期母子医療センター
			健康教育 事業	女性健康 支援セン ター事業	不妊専門 相談セン ター事業	不妊専門相談センター実施機関	
001 北海道		○		○	○	旭川医科大学医学部附属病院	○(2) 鉄路赤十字病院、市立札幌病院
002 青森県		○		○	○	弘前大学医学部附属病院	○(1) 青森県立中央病院
003 岩手県	○	○	○	○	○	岩手医科大学附属病院	○(1) 岩手医科大学附属病院
004 宮城県				○	○	国立大学法人東北大学病院	○(1) 仙台赤十字病院
005 秋田県					○	秋田大学医学部附属病院	○(1) 秋田赤十字病院
006 山形県		○	○	○	○	山形大学医学部附属病院	
007 福島県		○			○	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	○(1) 福島県立医科大学医学部附属病院
008 茨城県		○			○	三の丸庁舎、県南、県西生涯学習センター 茨城県産科婦人科医会	○(2) 総合病院土浦協同病院 筑波大学附属病院
009 栃木県		○	○	○	○	パルティとちぎ男女共同参画センター	○(2) 獨協医科大学病院、自治医科大学附属病院
010 群馬県					○	(附)群馬県健康づくり財団	○(1) 群馬県立小児医療センター
011埼玉県		○		○	○	埼玉医科大学総合医療センター	○(1) 埼玉医科大学総合医療センター
012 千葉県		○	○	○	○	柏保健所、印旛保健所、長生保健所、君津保健所	○(2) 亀田総合病院、 東京女子医科大学附属八千代医療センター
013 東京都		○		○	○	(社)日本家族計画協会	○(9) 内訳は、次頁
014 神奈川県			○	○	○	神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所	○(4) 神奈川県立こども医療センター、 北里大学病院、 東海大学医学部付属病院、 横浜市立大学附属市民総合医療センター
015 新潟県			○	○	○	新潟大学医学総合病院	○(2) 長岡赤十字病院、新潟市民病院
016 富山県	○	○	○	○	○	富山県立中央病院	○(1) 富山県立中央病院
017 石川県				○	○	石川県不妊相談センター	○(1) 石川県立中央病院
018 福井県					○	福井県看護協会会館、福井大学医学部付属病院 国立病院機構福井病院	○(1) 福井県立病院
019 山梨県	○		○	○	○	県民情報プラザ	○(1) 山梨県立中央病院
020 長野県					○	看護総合センターながの	○(1) 長野県立こども病院
021 岐阜県					○	岐阜保健所、岐阜県民ふれあい会館	○(1) 岐阜県総合医療センター
022 静岡県	○	○	○	○	○	静岡県総合健康センター	○(1) 聖隸浜松病院
023 愛知県	○	○	○	○	○	名古屋大学医学部附属病院	○(1) 名古屋第一赤十字病院
024 三重県					○	三重県立看護大学	○(1) 国立病院機構三重中央医療センター
025 滋賀県	○	○	○	○	○	滋賀医科大学附属病院	○(1) 大津赤十字病院
026 京都府					○	京都府立医科大学附属病院	○(1) 京都第一赤十字病院
027 大阪府	○	○			○	ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)	○(5) 大阪府立母子保健総合医療センター、 高槻病院、 石井記念愛染園附属愛染接骨院、 関西医科大学附属枚方病院 大阪大学医学部附属病院
028 兵庫県	○	○	○	○	○	兵庫県立男女共同参画センター	○(1) 兵庫県立こども病院
029 奈良県	○	○	○	○	○	奈良県健康づくりセンター	
030 和歌山县		○			○	岩出保健所、田辺保健所	○(1) 和歌山县立医科大学附属病院
031 鳥取県			○	○	○	鳥取県立中央病院	○(1) 鳥取大学医学部附属病院
032 島根県	○		○	○	○	島根県立中央病院	○(1) 島根県立中央病院
033 岡山県	○				○	岡山大学病院	○(2) 倉敷中央病院、国立病院機構岡山医療センター
034 広島県	○				○	県立広島病院	○(2) 広島県立広島病院、広島市立広島市民病院
035 山口県	○	○	○	○	○	山口県立総合医療センター、各健康福祉センター	○(1) 山口県立総合医療センター
036 徳島県	○	○	○	○	○	徳島大学病院、各保健所	○(1) 徳島大学病院
037 香川県	○	○	○	○	○	香川県立中央病院研修棟	○(2) 国立病院機構香川小児病院、 香川大学医学部附属病院
038 愛媛県	○	○	○	○	○	愛媛県心と体の健康センター	○(1) 愛媛県立中央病院
039 高知県		○			○	各保健所	○(1) 高知県・高知市病院企業団高知医療センター
040 福岡県		○	○	○	○	保健福祉環境事務所:宗像、鞍手、久留米	○(4) 福岡大学病院、久留米大学病院、 聖マリア病院、北九州市立医療センター
041 佐賀県		○		○	○	各保健福祉事務所	
042 長崎県	○	○	○	○	○	各保健所	○(1) 国立病院機構長崎医療センター
043 熊本県		○		○	○	熊本県福祉総合相談所	○(1) 熊本市立熊本市民病院
044 大分県					○	大分県立病院	○(1) 大分県立病院
045 宮崎県		○	○	○	○	中央保健所、都城保健所、延岡保健所	
046 鹿児島県	○		○		○	鹿児島大学病院、各保健所	○(1) 鹿児島市立病院
047 沖縄県	○	○	○		○	中央保健所	○(2) 沖縄県立中部病院 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
小計	8府県	32都道府県 10市	32都道府県 4市	22都道府県 6市	30都道府県 6市	47都道府県 9市	43(70)
合計	8府県	32都道府県 10市	22都道府県 4市	30都道府県 6市	47都道府県 9市		43都道府県(70カ所)

注:周産期医療対策(ネットワーク)の()内は同センター数(国庫補助対象外を含む。)を表す。

	母子保健強化推進特別事業	産育指導事業	生涯を通じた女性の健康支援事業			周産期医療対策(ネットワーク)
			健康教育事業	女性健康支援センター事業	不妊専門相談センター事業	
				不妊専門相談センター実施機関		
048	札幌市			○	○	札幌市中央保健センター
049	仙台市			○	○	
050	さいたま市				○	さいたま市保健所
051	千葉市				○	千葉市保健所
052	横浜市				○	横浜市立大学附属市民総合医療センター
053	川崎市			○	○	
054	静岡市					
055	名古屋市					
056	京都市				○	下京保健所、京都市子ども保健医療相談・事故防止センター
057	大阪市			○		
058	堺市					
059	神戸市					
060	広島市			○		
061	北九州市				○	小倉北区役所
062	福岡市				○	博多区保健福祉センター
063	旭川市					
064	函館市					
065	青森市			○		
066	秋田市					
067	郡山市			○		
068	いわき市					
069	宇都宮市					
070	川越市			○	○	埼玉医科大学総合医療センター
071	船橋市				○	
072	横須賀市					
073	相模原市					
074	新潟市					
075	富山市					
076	金沢市			○		
077	長野市					
078	岐阜市					
079	浜松市					
080	豊橋市					
081	豊田市					
082	岡崎市					
083	高槻市					
084	東大阪市			○		
085	姫路市					
086	奈良市			○	○	
087	和歌山市					
088	岡山市					
089	倉敷市					
090	福山市					
091	下関市					
092	高松市					
093	松山市			○		
094	高知市				○	
095	長崎市					
096	熊本市					
097	大分市					
098	宮崎市			○		
099	鹿児島市					
100	小樽市					
101	藤沢市					
102	尼崎市					
103	西宮市					
104	呉市					
105	大牟田市					
106	佐世保市					
107	千代田区					
108	中央区					
109	港区					
110	新宿区					
111	文京区					
112	台東区					
113	墨田区					
114	江東区					
115	品川区					
116	目黒区					
117	大田区					
118	世田谷区					
119	渋谷区					
120	中野区					
121	杉並区					
122	豊島区					
123	北区					
124	荒川区					
125	板橋区					
126	練馬区					
127	足立区					
128	葛飾区					
129	江戸川区					
小計			10市	4市	6市	9市

子どもの心の診療拠点病院のイメージ





雇児母発第1031001号
平成19年10月31日

各 都道府県
政令市
特別区 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について

妊婦健康診査にかかる公費負担については、平成19年1月16日雇児母発第0116001号「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」において、各市町村における5回程度の公費負担の実施をお願いしたところである。今般、その取組状況を把握するため、妊婦健康診査の公費負担の状況について調査を行ったところであり、その結果が下記の通り取りまとめたので送付する。

今後とも、母体や胎児の健康確保を図るために、妊婦健康診査の受診勧奨に向けた取組の推進や経済的負担を軽減するための公費負担の充実が図られるよう、都道府県におかれましては当該趣旨について貴管下市町村への周知徹底をお願いする。

記

妊婦健康診査の公費負担の状況について（平成19年8月現在）

1. 公費負担回数の全国平均（都道府県別の状況は別紙の通り）

公費負担回数 全国平均 2. 8回 (1, 827市町村)

2. 各市町村の状況

今年度から公費負担回数を増やした 17. 3%

今年度中に公費負担回数を増やす予定 6. 0%

来年度以降、公費負担回数を増やす方向で検討中 59. 0%

未定もしくは増やす予定なし 17. 7%

妊婦健康診査の公費負担の状況について（平成19年8月現在）

現行平均回数	都道府県数	割合
10回～	1	2.1%
9回～	0	0.0%
8回～	0	0.0%
7回～	0	0.0%
6回～	0	0.0%
5回～	3	6.4%
4回～	5	10.6%
3回～	5	10.6%
2回～	30	63.8%
1回～	3	6.4%
合計	47	100.0%

都道府県名	市町村 数	市町村の状況				現行 平均回数
		今年度から 増やした	今年度中に 増やす予定	来年度以降 増やす方向 で検討	未定もしく は予定無し	
北海道	180	11	17	116	36	2.3
青森県	40	11	7	19	3	2.8
岩手県	35	3	0	17	15	2.6
宮城県	36	1	0	28	7	2.4
秋田県	25	1	0	0	24	10.0
山形県	35	2	0	22	11	2.2
福島県	60	36	2	18	4	5.8
茨城県	44	1	3	39	1	2.0
栃木県	31	20	1	10	0	4.0
群馬県	38	6	1	21	10	2.3
埼玉県	70	0	1	69	0	2.0
千葉県	56	0	1	50	5	2.1
東京都	62	2	3	43	14	2.1
神奈川県	33	2	1	25	5	2.2
新潟県	35	17	3	8	7	4.0
富山県	15	4	0	11	0	4.3
石川県	19	19	0	0	0	5.0
福井県	17	10	0	4	3	4.9
山梨県	28	28	0	0	0	5.0
長野県	81	11	7	42	21	2.7
岐阜県	42	14	1	20	7	3.2
静岡県	42	1	0	39	2	2.4
愛知県	63	25	5	30	3	4.2
三重県	29	0	0	29	0	2.0

都道府県名	市町村 数	市町村の状況				現行 平均回数
		今年度から 増やした	今年度中に 増やす予定	来年度以降 増やす方向 で検討	未定もしく は予定無し	
滋賀県	26	12	2	11	1	3.7
京都府	26	3	0	15	8	2.2
大阪府	43	4	2	30	7	1.3
兵庫県	41	9	1	17	14	1.4
奈良県	39	10	3	13	13	1.6
和歌山県	30	0	0	9	21	2.0
鳥取県	19	3	0	15	1	2.5
島根県	21	7	3	11	0	3.5
岡山県	27	5	12	10	0	2.7
広島県	23	6	1	14	2	3.3
山口県	22	1	0	15	6	2.7
徳島県	24	2	0	14	8	2.3
香川県	17	0	0	9	8	3.9
愛媛県	20	0	9	11	0	2.0
高知県	35	8	2	23	2	2.7
福岡県	66	1	1	45	19	2.0
佐賀県	23	2	2	19	0	2.3
長崎県	23	4	2	17	0	2.5
熊本県	48	2	1	28	17	2.2
大分県	18	0	11	7	0	2.1
宮崎県	30	8	0	17	5	2.8
鹿児島県	49	5	5	27	12	2.3
沖縄県	41	1	0	38	2	2.3
合計	1,827	318	110	1,075	324	2.8

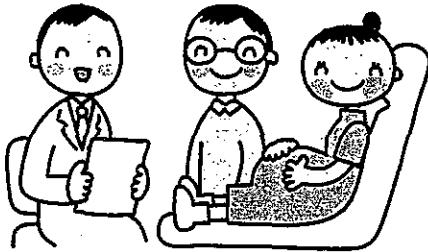
すこやかな妊娠と出産のために



妊娠検診はどうしたらいいの?

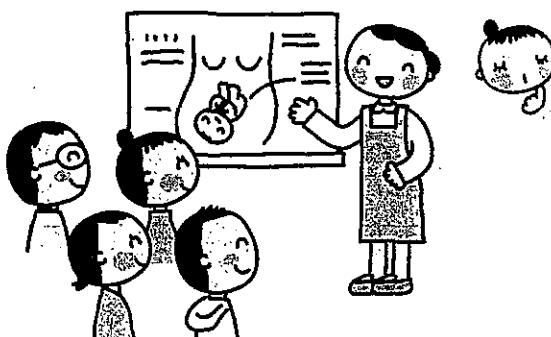
妊婦健康診査を必ず受けましょう!

- 妊娠中は、ふだんより一層健康に気をつけなければなりません。
- 少なくとも毎月1回(妊娠24週以降には2回以上、さらに妊娠36週以降は毎週1回)、医療機関などで健康診査を受けましょう。



妊娠健診を受けて何をするの?

- 妊婦さんの健康ぐあいや、お腹の赤ちゃんの育ちぐあいを見るため、身体測定や血液・血圧・尿などの検査します。
- 特に、貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病などの病気は、お腹の赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。
- 妊婦健診を受けることで、病気などに早く気づき、早く対応することができます。



妊娠したら誰に相談すればよいの?

専門家の保健指導を受けましょう!

- 妊娠に気づいたら、お住まいの市町村の窓口にできるだけ早く妊娠の届出を行ってください。
- 窓口では、母子健康手帳の交付とともに、妊婦健診を公費の補助で受けられる受診券や、保健師等による相談、母親学級・両親学級の紹介、各種の情報提供などを受けることができます。
- 分娩前後に帰省するなど、住所地以外で過ごす場合は、その旨住所地及び帰省地の市区町村の母子保健担当に連絡し、母子保健サービスの説明を受けましょう。
- その他、妊娠・出産についてのお悩みも、専門家にご相談下さい。

気をつけたい症状

次のような症状が出たら早く医師に相談を!

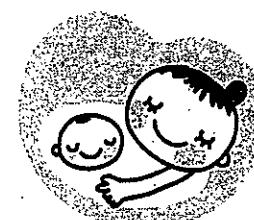
<input checked="" type="checkbox"/> むくみ	<input checked="" type="checkbox"/> がんこな便秘
<input checked="" type="checkbox"/> 性器出血	<input checked="" type="checkbox"/> 普段と違うおりもの
<input checked="" type="checkbox"/> 腹痛	<input checked="" type="checkbox"/> 強い頭痛
<input checked="" type="checkbox"/> 発熱	<input checked="" type="checkbox"/> つわりで衰弱がひどい
<input checked="" type="checkbox"/> 下痢	<input checked="" type="checkbox"/> イライラ
<input checked="" type="checkbox"/> めまい	<input checked="" type="checkbox"/> 動悸が激しい
<input checked="" type="checkbox"/> はきけ・嘔吐	<input checked="" type="checkbox"/> 今まであった胎動を感じなくなったとき
<input checked="" type="checkbox"/> 強い不安全感	

●働いている妊婦さんへ

会社に申し出れば、勤務時間内に妊婦健診を受診するための時間をとることができます。(男女雇用機会均等法第12条)

▶詳しくは、お近くの都道府県労働局雇用均等室にご相談ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/toudoukyoku/index.html>



マタニティマーク

厚生労働省では、マタニティマークをとおした「妊娠婦にやさしい環境づくり」を推進しています。

マタニティマークは、厚生労働省のHPから自由にダウンロードできます。詳しい活用方法や内容についてもこちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>



(資料5) マタニティマークについて

マタニティマークについて

1. 趣旨

21世紀の母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21」では、その課題の一つに「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」を挙げている。この課題の達成のためには、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場から取り組むことが重要である。

とりわけ、各種交通機関における優先的な席の確保については、優先席のマークなどにおなかの大きな妊婦のマークが使われているが、妊娠初期には外見からは妊娠していることが分かりづらいことから、周囲からの理解が得られにくいという声も聞かれるなど、さらなる取組が必要とされている。

こうした課題の解決に向けて、「健やか親子21」推進検討会において、マタニティマークを募集し、マークを妊産婦に役立てていただくとともに、妊産婦に対する気遣いなど、やさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起することとし、平成18年3月に発表した。

○マタニティマークとは？

- ・妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。
- ・さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

2. マタニティマークの利用方法等について

マークは厚生労働省ホームページからダウンロードし、個人、自治体、民間団体等で自由に利用できる。<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>



3. マークの普及に向けた取り組み

厚生労働省のホームページ、政府広報、ポスター等様々な機会をとおして多くの人に広く周知するとともに、関係省庁をとおして、交通機関、職場、飲食店等に本取り組みへの協力を依頼している。

「マタニティマーク」に関する取組の状況調査結果

【平成19年8月31日現在】

①マタニティマークに関する広報物及びグッズ(注)を作成・購入している市区町村数

	平成18年度	平成19年度
ポスター	30	93
リーフレット	25	59
バッジ	30	47
キーholダー/チェーンholダー	104	318
シール・ステッカー・マグネット(車内用を含む)	52	140
ストラップ	25	49

②マタニティマークに関する広報物及びグッズの作成・購入数

	平成18年度	平成19年度
ポスター	24,350	16,625
リーフレット	75,939	70,087
バッジ	43,309	47,411
キーholダー/チェーンholダー	72,049	359,096
シール・ステッカー・マグネット(車内用を含む)	128,890	177,659
ストラップ	37,531	71,287

③グッズなどの配布方法別自治体数

	母子健康手帳と 同時に配布	母親・両親学級 などで配布	その他(希望者など)
平成19年度	644	44	47

④その他の主な取組

- 広報誌やホームページなどを活用した普及啓発
- 母子保健事業を紹介した冊子や母子健康手帳へのマタニティマークの掲載
- 障害者用の駐車場などへのマタニティマークの看板の設置

(注: グッズとは、バッジ、キーholダー/チェーンholダー、シール・ステッカー・マグネット(車内用を含む)、ストラップなど)

〔厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べ〕

別添②

マタニティマークに関するグッズ(注)を配布している自治体数(都道府県別)

【平成19年8月31日現在】

都道府県名	市町村数	平成18年度	平成19年度
北海道	180	11	25
青森県	40	1	6
岩手県	35	2	5
宮城県	36	6	9
秋田県	25	1	3
山形県	35	0	5
福島県	60	4	9
茨城県	44	4	16
栃木県	31	6	10
群馬県	38	6	11
埼玉県	70	32	48
千葉県	56	5	20
東京都	62	15	29
神奈川県	33	6	14
新潟県	35	1	6
富山県	15	2	5
石川県	19	1	5
福井県	17	2	5
山梨県	28	3	10
長野県	81	3	13
岐阜県	42	3	15
静岡県	42	2	11
愛知県	63	16	38
三重県	29	5	7

都道府県名	市町村数	平成18年度	平成19年度
滋賀県	26	2	6
京都府	26	2	7
大阪府	43	9	27
兵庫県	41	3	16
奈良県	39	3	8
和歌山県	30	3	5
鳥取県	19	0	2
島根県	21	2	6
岡山県	27	6	9
広島県	23	1	8
山口県	22	1	7
徳島県	24	2	3
香川県	17	2	7
愛媛県	20	2	5
高知県	35	2	4
福岡県	66	6	19
佐賀県	23	2	7
長崎県	23	2	1
熊本県	48	2	8
大分県	18	2	7
宮崎県	30	2	9
鹿児島県	49	5	12
沖縄県	41	1	1
合計	1,827	199	509

(注:グッズとは、バッジ、キーホルダー/チェーンホルダー、シール・ステッカー・マグネット(車内用を含む)、ストラップなど)

〔厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べ〕

食育の推進

(母子保健・児童福祉分野)

取組の方向性

食育基本法(食育の推進に係る基本的施策)

- 妊娠婦・乳幼児に対する栄養指導の充実 ○保育所等における食育の推進

子ども・子育て応援プラン(食育の推進に関する目標)

- 保健センター、保育所、学校等関係機関と連携して食育の取組を推進する市町村 100%
- 給食や保育活動を通じて食育の取組を推進する保育所 100%

「健やか親子21」における目標

- 保育所、学校、住民組織等関係機関の連携により取組を推進している市町村 100%(現状 87.1%)

健やか生活習慣
国民運動(仮称)

H20~

↑
関係団体の推薦
取組事例の提供等

子どもの頃からの健全な食習慣の形成が
生活習慣病対策の観点からも重要

現状の取組

○自治体での取組

自治体での取組の推進（次世代育成支援交付金）

妊娠婦・乳幼児の栄養指導の実施

○保育所における取組

保育指針の見直しの検討(食育に関する記載も検討)

保育所における食育計画づくりガイドの作成・公表(平成19年11月)

○民間企業等の取組

幼児のための食環境づくり

◎取組内容の充実・実践の促進が必要

(子どもの健全育成の観点からの取組の充実)

- 取組事例の収集・分析→公表

- 食環境づくりに関する普及啓発

◎科学的根拠の整理

妊娠婦・乳幼児の食事摂取基準の作成及びその活用に関する検討

(H20年度)基準づくり(分科会設置)

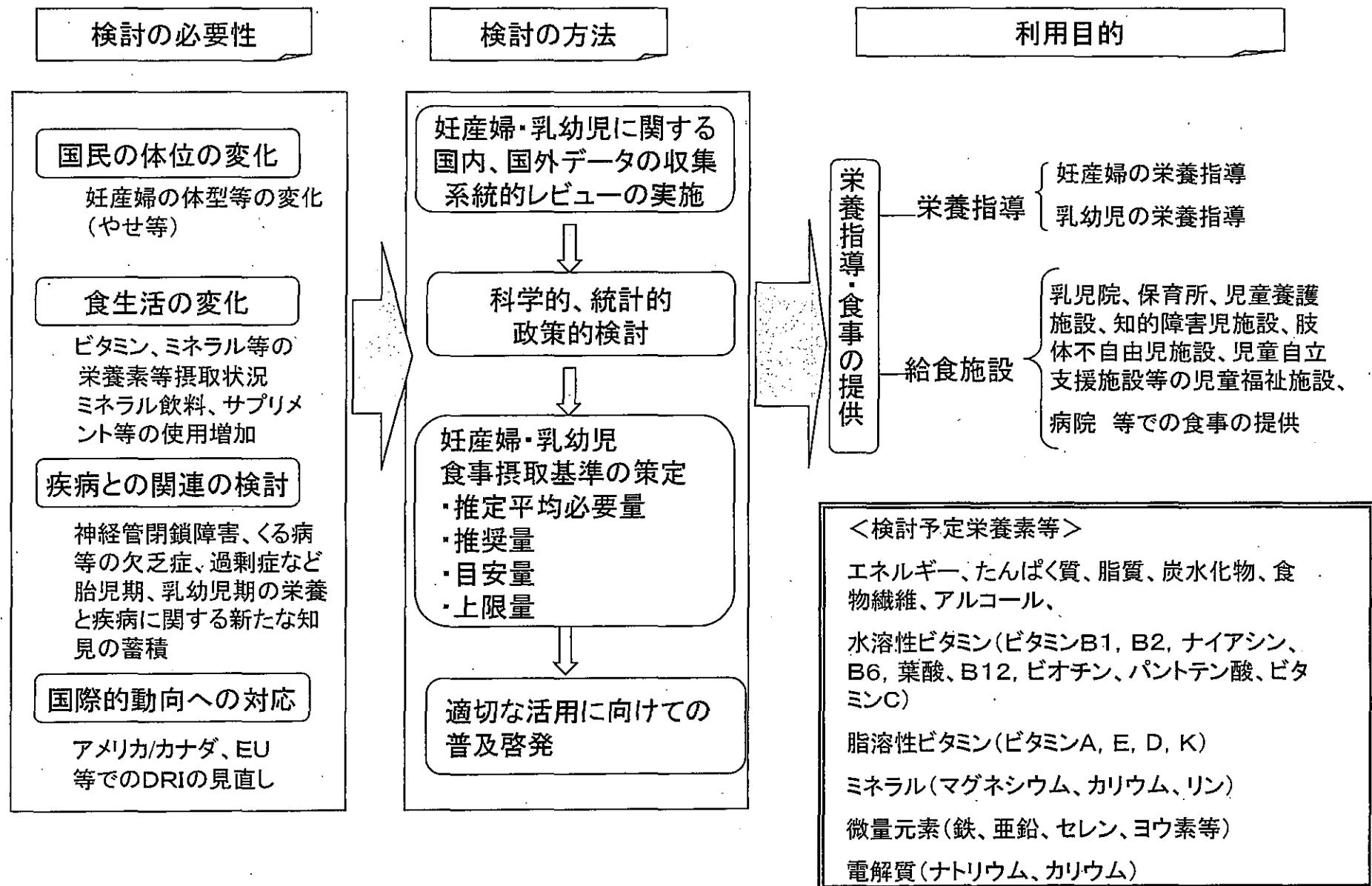
ガイドラインの策定

- 食から始まる健やかガイド(平成16年2月)

- 妊娠婦の食生活指針(平成18年2月)

- 授乳・離乳の支援ガイド(平成19年2月)

妊産婦・乳幼児の食事摂取基準の策定



新(案)	旧
履児発第0823001号 平成17年8月23日	履児発第0823001号 平成17年8月23日
一部改正 履児発第1011007号 平成18年10月11日	一部改正 履児発第1011007号 平成18年10月11日
一部改正 履児発第0514002号 平成19年5月14日	一部改正 履児発第0514002号 平成19年5月14日
都道府県知事 各 政令市市長 殿 特別区区長	都道府県知事 各 政令市市長 殿 特別区区長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
母子保健医療対策等総合支援事業の実施について	母子保健医療対策等総合支援事業の実施について
母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。	母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。
なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について（平成8年5月10日児発第485号厚生省児童家庭局長通知）、新生児聴覚検査の実施について（平成12年10月20日児発第834号厚生省児童家庭局長通知）、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について（平成9年4月1日児発第250号厚生省児童家庭局長通知）、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について（平成8年5月10日児発第483号厚生省児童家庭局長通知）、特定不妊治療費助成事業の実施について（平成16年3月31日履児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、周産期医療対策整備事業の実施について（平成8年5月10日児発第488号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する。	なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について（平成8年5月10日児発第485号厚生省児童家庭局長通知）、新生児聴覚検査の実施について（平成12年10月20日児発第834号厚生省児童家庭局長通知）、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について（平成9年4月1日児発第250号厚生省児童家庭局長通知）、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について（平成8年5月10日児発第483号厚生省児童家庭局長通知）、特定不妊治療費助成事業の実施について（平成16年3月31日履児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、周産期医療対策整備事業の実施について（平成8年5月10日児発第488号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する。

新（案）	旧
別紙 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱	別紙 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱
第1 (略)	第1 (略)
第2 事業内容 (削除)	<p>第2 事業内容</p> <p>1 母子保健強化推進特別事業</p> <p>(1) 事業目的 母子保健施策の推進のため、都道府県において実施する、特に必要かつ効果的な事業について支援を行う。</p> <p>(2) 実施主体 事業の実施主体は、都道府県とする。</p> <p>(3) 事業の内容 母子保健強化推進特別事業の対象となる事業は、都道府県の策定する特定事業主行動計画を踏まえ、管内市区町村との連携による都道府県全域を対象とした事業又は今後、都道府県全域に広く普及させることを目的として実施する事業のうち、次に掲げる内容の先駆的モデル事業とする。</p> <p>① 乳幼児死亡、妊産婦死亡、周産期死亡等の改善対策事業 ② 母子疾病予防対策事業</p>
1 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業 (1) 事業目的 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中心とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等（以下「保健福祉関係機関等」という。）と連携した支援体制の構築を図る。 なお、本事業は、子どもの心の診療拠点病院としての施設及び設備基準、地域の医療機関及び保健福祉関係機関等との連携体制等について検討するため、試行的に実施するものである。 (2) 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。 (3) 事業内容 都道府県は、次に掲げる事業を実施するものとし、3年を限度に補助するものとする。 <p>① 子どもの心の診療支援（連携）事業 ア 地域の医療機関から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する診療支援 イ 地域の保健福祉関係機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援 ウ 問題行動事例の発生時における医師等の派遣 エ 地域の保健福祉関係機関等との連携会議の開催</p>	

新（案）	旧
<p>② 子どもの心の診療関係者研修事業 ア 医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施 イ 地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会等の開催</p> <p>③ 普及啓発・情報提供事業 子どもの心の診療に関する情報を幅広く収集し、地域の医療機関、保健福祉関係機関等及び地域住民に対して、ホームページ等により適切な情報を提供するとともに、子どもの心の問題について普及啓発を図る。</p> <p>(4) その他 本事業の実施にあたっては、中央拠点病院と連携を図り、適切な運営に努めること。</p>	
2~4 (略)	2~4 (略)
<p>5 周産期医療対策事業について</p> <p>(1) 目的 (略) (2) 実施主体 (略) (3) 事業内容 ① 周産期医療協議会の設置 (略) ② 周産期医療情報ネットワーク事業 (略) ③ 周産期医療関係者研修事業 (略) ④ 周産期医療調査・研究事業 (略) ⑤ N I C U入院児支援事業 ア 都道府県は、新生児集中治療室（以下、「N I C U」という。）及びN I C Uに併設された回復期治療室（以下、「G C U」という。）に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図るため、N I C U入院児支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を配置する。 イ コーディネーターの業務は以下のとおりとする。 (7) 必須の業務 a N I C U及びG C Uの長期入院児の現状把握及び現在入院中の医療機関と望ましい移行先（他医療機関、福祉施設、在宅等）との連携・調整 (1) 必ずしも全てを行う必要は無いが、地域の実情に応じて、他職種とも連携しながら実施すること a 移行後の緊急時に備えた救急医療機関・専門的医療機関との連携 b 家族への包括的なケアの提供 c 在宅生活等への移行に伴う医療的・福祉的環境整備</p> <p>(4) 周産期医療システム整備に係る基本方針 (略)</p>	<p>5 周産期医療対策事業について</p> <p>(1) 目的 (略) (2) 実施主体 (略) (3) 事業内容 ① 周産期医療協議会の設置 (略) ② 周産期医療情報ネットワーク事業 (略) ③ 周産期医療関係者研修事業 (略) ④ 周産期医療調査・研究事業 (略)</p>

新（案）	旧
<p>6 健やかな妊娠・出産等サポート事業について</p> <p>(1) 目的 小児科医・産科医の不足に対応するための医療資源の集約化・重点化や女性医師の就労支援策等、都道府県における小児科・産科医療の体制整備を図る。<u>また、併せて、健やかな妊娠・出産等をサポートするための地域の先駆的な取組への支援により、妊娠・出産の安全・安心の確保を図る。</u></p> <p>(2) 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。</p> <p>(3) 事業の内容</p> <p>① 小児科・産科医療体制整備事業 医療資源の集約化・重点化に係る次に掲げるア又はイの取組を実施するものとし、1都道府県あたり3年を限度に補助するものとする。</p> <p>ア 女性医師等の労働環境整備及び仕事と家庭の両立支援の先駆的な取組</p> <p>イ 集約化・重点化に関する地域住民等への理解を深める広報啓発等</p> <p>② 安全・安心な妊娠・出産等支援体制整備事業 <u>健やかな妊娠・出産等をサポートするためのア又はイに係る先駆的な取組を実施するものについて、ア及びイの各々について1都道府県あたり3年を限度に補助するものとする。</u></p> <p>ア 妊娠期における支援体制の充実に資する取組 妊娠・胎児のリスクの軽減や早産児・低出生体重児等の出生リスクの低下を図るための妊娠期からの支援体制の構築に資する取組</p> <p>イ 出産期に係る周産期医療提供体制の確保に資する取組 周産期医療施設におけるN I C Uの確保を図るため、在宅移行が最も望ましいN I C U長期入院児を対象にした、在宅への移行支援及び継続した支援体制整備のための取組</p>	<p>6 小児科・産科医療体制整備事業について</p> <p>(1) 目的 小児科医・産科医の不足に対応するための医療資源の集約化・重点化や女性医師の就労支援策等、都道府県における小児科・産科医療の体制整備を図る。</p> <p>(2) 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。</p> <p>(3) 事業の内容</p> <p>医療資源の集約化・重点化に係る次に掲げる事項を実施するものとし、1都道府県あたり3年を限度に補助するものとする。<u>また、既存の事業では対応できない分野とする。</u></p> <p>① 女性医師等の労働環境整備及び仕事と家庭の両立支援の先駆的な取組</p> <p>② 集約化・重点化に関する地域住民等への理解を深める広報啓発等</p> <p>(4) その他 事業の実施にあたっては、以下の通知を参照すること。 「小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について」（平成17年12月22日付医政発第1222007号、雇児発第1222007号、総財経第422号、17文科高第642号・厚生労働省医政局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、総務省自治財政局長、文部科学省高等教育局長連名通知）</p>
<p>第3 国の助成</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。</p> <p>ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。</p>	<p>第3 国の助成</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。</p> <p>ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。</p>
<p>第4 事業計画</p> <p>この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、別紙様式による事業計画を策定し、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出すること。</p>	<p>第4 事業計画</p> <p>この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、別紙様式による事業計画を策定し、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出すること。</p>

新(案)	旧
履児母発第0823001号 平成17年8月23日	履児母発第0823001号 平成17年8月23日
一部改正 履児母発第1011001号 平成18年10月11日	一部改正 履児母発第1011001号 平成18年10月11日
一部改正 履児母発第0514001号 平成19年5月14日	一部改正 履児母発第0514001号 平成19年5月14日
一部改正 履児母発第※号 平成20年※月※日	
都道府県 各指定都市 中核市 } 母子保健主管部(局)長 殿	都道府県 各指定都市 中核市 } 母子保健主管部(局)長 殿
厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
母子保健医療対策等総合支援事業の実施について	母子保健医療対策等総合支援事業の実施について
標記については、平成17年8月23日履児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」により実施要綱が示されたところであるが、このうち、生涯を通じた女性の健康支援事業及び小児科・産科医療体制整備事業の実施に当たっては、下記に留意のうえ、その適正かつ円滑な運営が図られるようご配慮願いたい。	標記については、平成17年8月23日履児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」により実施要綱が示されたところであるが、このうち、生涯を通じた女性の健康支援事業及び小児科・産科医療体制整備事業の実施に当たっては、下記に留意のうえ、その適正かつ円滑な運営が図られるようご配慮願いたい。
なお、新生児聴覚検査の実施について(平成12年10月20日児母第57号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日児母第24号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)及び特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日履児母発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)は、この通知の施行をもって廃止する。	なお、新生児聴覚検査の実施について(平成12年10月20日児母第57号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日児母第24号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)及び特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日履児母発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)は、この通知の施行をもって廃止する。
記	記
1 生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について (略)	1 生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について (略)

新（案）	旧
<p>2. 周産期医療対策事業におけるN I C U入院児支援事業の実施について</p> <p>(1) N I C U入院児支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）の位置づけ等について</p> <p>都道府県は、新生児集中治療室（以下、「N I C U」という。）及びN I C U併設された回復期治療室（以下、「G C U」という。）に入院している児童について、その児童に最も適した療養環境への移行を推進するため、どのような重症児であっても家族の一員として生活できることを目標に支援を行い、各都道府県の母子保健医療施策を推進するための責任を担うコーディネーターを配置する。</p> <p>(2) コーディネーターの業務について</p> <p>① 必須の業務</p> <p>N I C U及びG C U（以下、「N I C U等」という。）の長期入院児の現状把握及び現在入院中の医療機関と望ましい移行先（他医療機関、福祉施設、在宅等）との連携・調整</p> <p>ア N I C U等の長期入院児の状況や、N I C U退院後の移行先の候補となる施設（他医療機関、福祉施設等）及び在宅生活を支援する施設の充足状況等を把握する。</p> <p>イ N I C U等の長期入院児の退院後の移行先の候補となる施設や、在宅生活を支援する地域の医療機関等と連絡を取り、個々の長期入院児の状態に応じた望ましい移行先をある程度選定する。</p> <p>ウ 現在入院中の医療機関と望ましい移行先との連携・調整を行う。</p> <p>エ N I C U等に入院しており、適切な支援が無ければ将来的に長期に入院する可能性のある児童についても、必要に応じて支援の対象とすること。</p> <p>② 必ずしも全て行う必要はないが、地域の実情に応じ、他職種とも連携しながら実施すること</p> <p>ア 移行後の緊急時に備えた救急医療機関・専門的医療機関との連携</p> <p>(ア) 福祉施設、在宅等に移行した後も、症状の悪化等の緊急時には高度な医療機関等による対応が必要となるが、そのいった場合に備え、日頃より緊急時の医療機関との連携を図る。</p> <p>(イ) 在宅等に移行後も定期的に専門的医療機関への通院が必要な場合、その連携を支援する。</p> <p>イ 家族への包括的なケアの提供</p> <p>(ア) N I C U入院時から、家族への障害受容等の精神的ケアを行う。</p> <p>(イ) N I C U等から他医療機関、福祉施設、在宅等への移行を考えるにあたり、家族の移行先に対する理解を促し、移行が円滑に行われるよう支援する。</p> <p>(ウ) 他医療機関、福祉施設、在宅等に移行した後も、必要に応じて家族に対する精神的ケアを行う。</p> <p>ウ 在宅生活等への移行に伴う地域の在宅医療・福祉サービスの情報提供及び環境整備 在宅等へ移行するにあたり、在宅生活で必要と考えられる訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ、人工呼吸器等の医療機器の貸し出し等の在宅医療に必要な支援の調整や、訪問ヘルパー、移動具（車いす等）の作成・貸し出し、住宅改造等の福祉的サービスといった医疗的・福祉的環境についての情報提供を行うとともに、不十分</p>	

新（案）	旧
<p>な部分についての整備、改善を推進する。</p> <p><u>(3) コーディネーターの配置場所について</u> 保健福祉行政担当部署、総合周産期母子医療センターなど、地域の状況に応じた適切な場所にコーディネーターを配置すること。</p> <p><u>(4) コーディネーターの職種、資格について</u> 保健師、看護師など、コーディネーターの業務内容を踏まえ、適切な人材を配置すること。</p> <p><u>(5) その他</u> 事業の実施にあたっては、以下の通知を参考すること。 ① 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について」(平成19年12月26日医政発第1226006号、雇児発第1226004号、社援発第1226002号、保発第1226001号厚生労働省医政局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、保険局長連名通知) ② 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について（留意事項）」(平成19年12月26日医政総発第1226001号、雇児母発第1226001号、障障発第1226001号、保医発第1226001号厚生労働省医政局総務課長、雇用均等・児童家庭局母子保健課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、保険局医療課長連名通知)</p> <p>3 健やかな妊娠・出産等サポート事業における小児科・産科医療体制整備事業の実施について</p> <p>病院の小児科・産科の医師の確保が著しく困難な地域において、「小児科・産科医師確保が困難な地域における当面の対応について」(平成17年12月2日付「地域医療に関する関係省庁連絡会議」におけるワーキンググループ報告書)の趣旨に基づき、緊急避難的な措置として、医療資源の集約化・重点化に取り組む場合に、以下に示すような都道府県の取組に対して一定の補助を行う。</p> <p>(1) 対象となる事業内容について</p> <p>① 女性医師等の確保対策としての労働環境整備及び仕事と家庭の両立支援 ア データ収集 (ア) 勤務時間等労働条件、労働環境に関する調査 (イ) 仕事と子育ての両立に関する調査 イ 女性医師等の継続就業、再就業の援助に関する先駆的な事例の収集及び他の医療機関への情報提供 ウ 病院管理者、その他病院関係者に対する説明会の開催等を通じた女性医師等の仕事と家庭の両立支援についての普及啓発 エ 女性医師等の継続就業及び再就業への支援策の検討、実践の取組への支援</p> <p>2 小児科・産科医療体制整備事業の実施について</p> <p>病院の小児科・産科の医師の確保が著しく困難な地域において、「小児科・産科医師確保が困難な地域における当面の対応について」(平成17年12月2日付「地域医療に関する関係省庁連絡会議」におけるワーキンググループ報告書)の趣旨に基づき、緊急避難的な措置として、医療資源の集約化・重点化に取り組む場合に、以下に示すような都道府県の取組に対して一定の補助を行う。</p> <p>(1) 対象となる事業内容について</p> <p>① 女性医師等の確保対策としての労働環境整備及び仕事と家庭の両立支援 ア データ収集 (ア) 勤務時間等労働条件、労働環境に関する調査 (イ) 仕事と子育ての両立に関する調査 イ 女性医師等の継続就業、再就業の援助に関する先駆的な事例の収集及び他の医療機関への情報提供 ウ 病院管理者、その他病院関係者に対する説明会の開催等を通じた女性医師等の仕事と家庭の両立支援についての普及啓発 エ 女性医師等の継続就業及び再就業への支援策の検討、実践の取組への支援</p>	

新（案）	旧
<p>才 その他女性医師等の確保及び仕事と家庭の両立支援に係る取組で厚生労働大臣が認めるもの（既存の補助金等で措置される場合を除く）</p> <p>② 集約化・重点化に係る広報啓発等</p> <p>ア 地域住民への説明会（意見交換会）の開催</p> <p>イ 具体的な対策についての病院関係者等への説明会</p> <p>ウ 集約化・重点化を解説したリーフレット等の作成</p> <p>エ その他厚生労働大臣が認めるもの</p> <p>（2）実施に当たっての留意事項 当該都道府県の地域医療対策協議会において協議を行い、</p> <p>① 小児科・産科医療の圈域の設定</p> <p>② 必要な圏域については、「連携強化病院」や「連携病院」の設定</p> <p>③ それらを包括した集約化・重点化計画の策定 がなされていること。 ※上記については、現在検討中の場合を含む。</p> <p>（3）事業結果の報告について 厚生労働省に対する事業結果の報告は、その時期や内容等について別途連絡するものとする。</p> <p>（4）その他 事業の実施にあたっては、以下の通知を参照すること。 <u>「小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について」（平成17年12月22日付医政第1222007号、雇児発第1222007号、総財経第422号、17文科高第642号・厚生労働省医政局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、総務省自治財政局長、文部科学省高等教育局長連名通知）</u></p>	<p>才 その他女性医師等の確保及び仕事と家庭の両立支援に係る取組で厚生労働大臣が認めるもの（既存の補助金等で措置される場合を除く）</p> <p>② 集約化・重点化に係る広報啓発等</p> <p>ア 地域住民への説明会（意見交換会）の開催</p> <p>イ 具体的な対策についての病院関係者等への説明会</p> <p>ウ 集約化・重点化を解説したリーフレット等の作成</p> <p>エ その他厚生労働大臣が認めるもの</p> <p>（2）実施に当たっての留意事項 当該都道府県の地域医療対策協議会において協議を行い、</p> <p>① 小児科・産科医療の圈域の設定</p> <p>② 必要な圏域については、「連携強化病院」や「連携病院」の設定</p> <p>③ それらを包括した集約化・重点化計画の策定 がなされていること。 ※上記については、現在検討中の場合を含む。</p> <p>（3）事業結果の報告について 厚生労働省に対する事業結果の報告は、その時期や内容等について別途連絡するものとする。</p>

金交付要綱(案) 及び標準単価(案)

新(案)	旧
<p><u>平成20年度母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱</u></p> <p>(通則)</p> <p>1 平成20年度母子保健衛生費国庫負担(補助)金及び結核児童日用品費等国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、母子保健法(昭和40年法律第141号)、母子保健法施行令(昭和40年政令第385号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年 厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この負担金及び補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 養育医療給付事業(負担金)</p> <p><u>母子保健法第20条の規定により、都道府県、地域保健法施行令(昭和22年政令第77号)第1条に定める保健所を設置する市(以下「政令市」という。以下同じ。)及び特別区が行う養育医療の給付のうち学習及び療養生活に必要な物品の支給を除いたもの。</u></p> <p>(2) 結核児童療育給付事業(負担金)</p> <p><u>児童福祉法第20条の規定により、都道府県、指定都市及び中核市が行う療育の給付のうち移送に係るものと除いたもの。</u></p> <p>(3) 結核児童日用品費等給付事業(負担金)</p> <p><u>児童福祉法20条の規定により、都道府県、指定都市及び中核市が行う療育の給付のうち学習及び療養生活に必要な物品の支給並びに母子保健法第20条の規定により、都道府県、政令市及び特別区が行う養育医療の給付のうち、移送に係るもの。</u></p> <p>(4) 母子保健医療対策等総合支援事業(補助金)</p> <p>平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。</p> <p>ア 都道府県が行う<u>子どもの心の診療拠点病院機構推進事業</u></p> <p>イ 都道府県、政令市及び特別区が行う<u>療育指導事業</u></p>	<p><u>平成19年度母子保健衛生費国庫負担(補助)金及び結核児童療育費国庫負担金交付要綱</u></p> <p>(通則)</p> <p>1 平成19年度母子保健衛生費国庫負担(補助)金及び結核児童療育費国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、母子保健法(昭和40年法律第141号)、母子保健法施行令(昭和40年政令第385号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年 厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この負担金及び補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 養育医療給付事業(負担金)</p> <p><u>母子保健法第20条の規定により、都道府県、地域保健法施行令(昭和22年政令第77号)第1条に定める保健所を設置する市(以下「政令市」という。以下同じ。)及び特別区が行う養育医療の給付</u></p> <p>(2) 母子保健医療対策等総合支援事業(補助金)</p> <p>平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。</p> <p>ア 都道府県が行う<u>母子保健強化推進特別事業</u></p> <p>イ 都道府県、政令市及び特別区が行う<u>療育指導事業</u></p>

新(案)	旧
<p>ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業 エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業 オ (1) 都道府県が行う周産期医療対策事業 (2) ① 都道府県が行う総合周産期母子医療センターの運営事業 ② 都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う総合周産期母子医療センターの運営事業に対して都道府県が補助する事業 カ 都道府県が行う小児科・産科医療体制整備事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この負担金及び補助金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。 ただし、3の(4)について、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(1)の事業 (略)</p> <p>(2) 3の(2)の事業 ア 別表2の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額から7に定める徴収基準額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(3) 3の(3)の事業 別表2の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定し、2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(4) 3の(4)のうち、ア、イ、ウ、エ、オ(1)、オ(2)の①及びカの事業 (略)</p> <p>(5) 3の(4)のうち、オ(2)の②の事業 (略)</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>5 (略)</p> <p>(養育の給付に要する費用の徴収基準額)</p> <p>6 (略)</p> <p>(療育の給付に要する費用の徴収基準額)</p> <p>7 (略)</p>	<p>ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業 エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業 オ (1) 都道府県が行う周産期医療対策事業 (2) ① 都道府県が行う総合周産期母子医療センターの運営事業 ② 都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う総合周産期母子医療センターの運営事業に対して都道府県が補助する事業 カ 都道府県が行う小児科・産科医療体制整備事業</p> <p>(3) 結核児童療育給付事業(負担金) <u>児童福祉法第20条の規定により、都道府県、指定都市及び中核市が行う療育の給付(交付額の算定方法)</u></p> <p>4 この負担金及び補助金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。 ただし、3の(2)について、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(1)の事業 (略)</p> <p>(2) 3の(2)のうち、ア、イ、ウ、エ、オ(1)、オ(2)の①及びカの事業 (略)</p> <p>(3) 3の(2)のうち、オ(2)の②の事業 (略)</p> <p>(4) 3の(3)の事業 (略)</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>5 (略)</p> <p>(養育の給付に要する費用の徴収基準額)</p> <p>6 (略)</p> <p>(療育の給付に要する費用の徴収基準額)</p> <p>7 (略)</p>

新(案)	旧
8 (略) (申請手続) 9 この負担金及び補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書を <u>平成20年7月31日</u> までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。 (変更申請手続) 10 この負担金及び補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、 <u>平成21年1月30日</u> までに行うものとする。 なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。	8 (略) (申請手続) 9 この負担金及び補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書を <u>平成19年9月28日</u> までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。 (変更申請手続) 10 この負担金及び補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手續に従い、 <u>平成20年1月31日</u> までに行うものとする。 なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。
11~12 (略) (実績報告) 13 この負担金及び補助金の事業実績報告は、 <u>平成21年6月30日</u> （8の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに別紙様式第3による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。	11~12 (略) (実績報告) 13 この負担金及び補助金の事業実績報告は、 <u>平成20年6月30日</u> （8の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに別紙様式第3による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
14~15 (略)	14~15 (略)

新(案)					旧					
別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)					別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)					
階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準月額	徴収基準加算月額		階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準月額	徴収基準加算月額		
A階層	<u>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</u>	円 0	円 0		A階層	<u>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</u>	円 0	円 0		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260		B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260		
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	C1	5,400	540	C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	C1	5,400	540	
	所得割の額ある世帯	C2	7,900	790		所得割の額ある世帯	C2	7,900	790	
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 30,000円以下	D1	10,800	1,080	D階層	所得税の年額 30,000円以下	D1	10,800	1,080
		30,001～80,000	D2	16,200	1,620		30,001～80,000	D2	16,200	1,620
		80,001～140,000	D3	22,400	2,240		80,001～140,000	D3	22,400	2,240
		140,001～280,000	D4	34,800	3,480		140,001～280,000	D4	34,800	3,480
		280,001～500,000	D5	49,400	4,940		280,001～500,000	D5	49,400	4,940
		500,001～800,000	D6	65,000	6,500		500,001～800,000	D6	65,000	6,500
		800,001～1,160,000	D7	82,400	8,240		800,001～1,160,000	D7	82,400	8,240
		1,160,001～1,650,000	D8	102,000	10,200		1,160,001～1,650,000	D8	102,000	10,200
		1,650,001～2,260,000	D9	123,400	12,340		1,650,001～2,260,000	D9	123,400	12,340
		2,260,001～3,000,000	D10	147,000	14,700		2,260,001～3,000,000	D10	147,000	14,700
		3,000,001～3,960,000	D11	172,500	17,250		3,000,001～3,960,000	D11	172,500	17,250
		3,960,001～5,030,000	D12	199,900	19,990		3,960,001～5,030,000	D12	199,900	19,990
		5,030,001～6,270,000	D13	229,400	22,940		5,030,001～6,270,000	D13	229,400	22,940
		6,270,001以上	D14	左の徴収基準月額の10% ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円			6,270,001以上	D14	左の徴収基準月額の10% ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円	
備考	1 (略)					1 (略)				
	2 この表のD1～D14階層における「所得税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被災者に対する租税の减免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。					2 この表のD1～D14階層における「所得税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被災者に対する租税の减免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。				

新(案)	旧
<p>(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2、<u>第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3</u> (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条 3～7 (略)</p>	<p>(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2<u>並びに第41条の19の2第1項</u> (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条 3～7 (略)</p>

新(案)

別表1-2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準月額	徴収基準加算月額
A階層	<u>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</u>	円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	220
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	C1 均等割の額のみ (所得割の額のない世帯) 4,500	450
	所得割の額ある世帯	C2 5,800	580
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 4,800円以下 4,801~ 9,600 9,601~ 16,800 16,801~ 24,000 24,001~ 32,400 32,401~ 42,000 42,001~ 92,400 92,401~ 120,000 120,001~ 156,000 156,001~ 198,000 198,001~ 287,500 287,501~ 397,000 397,001~ 929,400 929,401~1,500,000 1,500,001~1,650,000 1,650,001~2,260,000 2,260,001~3,000,000 3,000,001~3,960,000 3,960,001以上	D1 6,900 D2 7,600 D3 8,500 D4 9,400 D5 11,000 D6 12,500 D7 16,200 D8 18,700 D9 23,100 D10 27,500 D11 35,700 D12 44,000 D13 52,300 D14 80,700 D15 85,000 D16 102,900 D17 122,500 D18 143,800 D19 全 額 左の徴収基準月額の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円

1 (略)

旧

別表1-2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準月額	徴収基準加算月額
A階層	<u>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</u>	円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	220
	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	C1 均等割の額のみ (所得割の額のない世帯) 4,500	450
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	C2 所得割の額ある世帯	5,800
		所得税の年額 4,800円以下 4,801~ 9,600 9,601~ 16,800 16,801~ 24,000 24,001~ 32,400 32,401~ 42,000 42,001~ 92,400 92,401~ 120,000 120,001~ 156,000 156,001~ 198,000 198,001~ 287,500 287,501~ 397,000 397,001~ 929,400 929,401~1,500,000 1,500,001~1,650,000 1,650,001~2,260,000 2,260,001~3,000,000 3,000,001~3,960,000 3,960,001以上	D1 6,900 D2 7,600 D3 8,500 D4 9,400 D5 11,000 D6 12,500 D7 16,200 D8 18,700 D9 23,100 D10 27,500 D11 35,700 D12 44,000 D13 52,300 D14 80,700 D15 85,000 D16 102,900 D17 122,500 D18 143,800 D19 全 額 左の徴収基準月額の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円

1 (略)

	新(案)	旧
備 考	<p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>(1) 認定の原則 (略)</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア (略) イ (略) ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)、災害被害者に対する租税の减免、徵収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項、第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第41条の2及び第41条の19の2第1項、 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しない。)及び生活保護法による保護をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。</p> <p>ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>(3) 徵収基準額表の適用時期 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。</p> <p>3~4 (略)</p>	<p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>(1) 認定の原則 (略)</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア (略) イ (略) ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)、災害被害者に対する租税の减免、徵収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項、第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第41条の2及び第41条の19の2第1項、 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しない。)及び生活保護法による保護をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。</p> <p>ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>(3) 徵収基準額表の適用時期 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。</p> <p>3~4 (略)</p>

新(案)					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率 又は 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率 又は 補助率
母子保健衛生費国庫負担金	養育医療費(移送を除く。)	母子保健法第20条第3項第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第92号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額の合算額から、医療保険各法による負担額を控除した額	養育医療(移送を除く。)に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1	母子保健衛生費国庫負担金	養育医療費	母子保健法第20条第3項に規定する各号のうち、次により算出された合算額から、これらの費用について医療保険各法による負担額を控除した額	1 第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第92号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額	2分の1
	療育の給付費(学習品・日用品の給付を除く。)	次により算出された額の合算額 1 児童福祉法第20条第3項に規定する各号のうち、次により算出された合計額からこれらの費用について医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を控除した額 (1) 第1号から第4号までの給付に要する費用については「診療報酬の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第92号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額 (2) 第5号に係る費用については、移送に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定療育機関が移送を実施する場合にあっては、都道府県知事又は政令市長及び特別区長が指定療育機関とあらかじめ協議して定めた額	療育の給付(学習品・日用品の給付を除く。)に必要な需用費(消耗品費)、委託料、扶助費、負担金、補助及び交付金	2分の1			2 第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額 ただし、指定養育医療機関が移送を実施する場合にあっては、都道府県知事又は政令市長及び特別区長が指定養育医療機関とあらかじめ協議して定めた額		
結核児童日用品費等負担金	結核児童日用品費等の給付	次により算出された額の合算額 1 児童福祉法第20条第2項の学習及び療養生活に必要な物品の給付に要する費用については、次により算出された額	結核児童日用品費等の給付に必要な需用費(消耗品費)、委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1					

新(案)				旧			
		<p>(1) 学習品費 <u>ア 小学校就学児童1人につき</u> <u>2,190円 × 給付月数</u> <u>イ 中学校就学児童1人につき</u> <u>2,810円 × 給付月数</u></p> <p>(2) 日用品費 <u>児童1人につき</u> <u>18,510円 × 給付月数</u></p> <p>2 母子保健法20条第3項第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定養育医療機関が移送を実施する場合にあっては、都道府県知事又は政令市長及び特別区長が指定養育医療機関とあらかじめ協議して定めた額</p>					
母子保健衛生費国庫補助金	(削除)			母子保健衛生費国庫補助金	母子保健強化推進特別事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	母子保健強化推進特別事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業に必要な報酬、給料（P添）、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1				
療育指導事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	療育指導事業に必要な需用費（消耗品費、印刷製本費、医薬材料費）、報酬、賃金、報償費、旅費、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費	3分の1	療育指導事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	療育指導事業に必要な需用費（消耗品費、印刷製本費、医薬材料費）、報酬、賃金、報償費、旅費、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費	3分の1
生涯を通じた女性の健康支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、	2分の1	生涯を通じた女性の健康支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、	2分の1

新(案)				旧			
		印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費				食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
特定不妊治療費助成事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	特定不妊治療費助成事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1	特定不妊治療費助成事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	特定不妊治療費助成事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
周産期医療対策事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	周産期医療対策事業に必要な報酬、給料(P※)、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費	3分の1	周産期医療対策事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	周産期医療対策事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費	3分の1
総合周産期母子医療センター運営事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費	3分の1	総合周産期母子医療センター運営事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費	3分の1
健やかな妊娠・出産等サポート事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	小児科・産科医療体制整備事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定額	小児科・産科医療体制整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	小児科・産科医療体制整備事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定額

新(案)		旧		
結核児童療育費国庫負担金	療育の給付費	次により算出された額の合算額 1 専門医療機関による算出された合計額からこれらの費用について医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を控除した額 (1) 第1号から第4号までの給付に要する費用については「診療報酬の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第92号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額 (2) 第5号に係る費用については、移送に必要な最小限度の交通費の実支出額 ただし、指定療育機関が移送を実施する場合にあっては、都道府県、指定都市又は中核市が指定療育機関とあらかじめ協議して定めた額 2 同第2項の学習及び療養生活に必要な物品の給付に要する費用の場合 (1) 学習品費 ア 小学校就学児童1人につき 2,190円 × 給付月数 イ 中学校就学児童1人につき 2,810円 × 給付月数 (2) 日用品費 児童1人につき 18,510円 × 給付月数	療育の給付に必要な需用費(消耗品費)、委託料、扶助費、負担金、補助及び交付金	2分の1

※ 「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」及び「周産期医療対策事業」の対象経費のうち、「給料」を対象にするかについては調整中。

新(案)										旧										
別紙様式第1 平成20年度 母子保健衛生費負担(補助)金及び結核児童療育費負担金調書 補助事業者名										別紙様式第1 平成19年度 母子保健衛生費負担(補助)金及び結核児童療育費負担金調書 補助事業者名										
国			地方公共団体							国			地方公共団体							備考
歳出 予算科目	交付決定 の額	補助率	歳入 科目	予算現額	収入実額	科目	予算現額	うち国庫負 担(補助)金 相当額	支出額	うち国庫負 担(補助)金 相当額	歳入 科目	予算現額	収入実額	科目	予算現額	うち国庫負 担(補助)金 相当額	支出額	うち国庫負 担(補助)金 相当額		
児童保育費			円	円			円	円	円	円	円						円	円		
16 母子保健衛生費 負担金																				
16 給付児童用具費 負担金																				
16 母子保健衛生費 補助金																				

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳出にあっては款、項、目、節を、歳入にあたっては款、項、目をそれぞれ記載すること。
なお、歳出にあっては国庫負担金(本邦税)と国庫負担金(本邦税)に対応する結果の記分の目次に係るときは、当該経費の記分を目次の内
訳として記載すること。

2 「予算現額」は歳入にあっては、当該予算額、修正予算額等の区分を、歳出にあっては、当該予算額、修正予算額、予備費支出来額、流用増減額等の
区分を明らかにして記載すること。

3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳出にあっては款、項、目、節を、歳入にあたっては款、項、目を元にされ記載すること。
なお、歳出にあっては国庫負担金(本邦税)と国庫負担金(本邦税)に対応する結果の記分の目次に係るときは、当該経費の記分を目次の内
訳として記載すること。

2 「予算現額」は歳入にあっては、当該予算額、修正予算額等の区分を、歳出にあっては、当該予算額、修正予算額、予備費支出来額、流用増減額等の
区分を明らかにして記載すること。

3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

新（案）	旧
別紙様式第2	別紙様式第2
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
厚生労働大臣 殿	厚生労働大臣 殿
都道府県知事 政令市市長 特別区区長	都道府県知事 政令市市長 特別区区長
平成20年度母子保健衛生費等国庫負担（補助）金 の交付申請について	平成19年度母子保健衛生費国庫負担（補助）金 及び結核児童療育費負担金の交付申請について
標記について、次により国庫負担金及び国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。	
1 申請額 <u>母子保健衛生費国庫負担金</u> <u>結核児童日用品費等国庫負担金</u> <u>母子保健衛生費国庫補助金</u>	1 申請額 <u>母子保健衛生費国庫負担金</u> <u>母子保健衛生費国庫補助金</u> <u>結核児童療育費国庫負担金</u>
2 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表	2 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表
3 国庫負担金所要額調 (注 所要額調には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。)	3 国庫負担金所要額調 (注 所要額調には、内訳として別表の所要額明細表を添付すること。)
4 国庫補助金所要額調	4 国庫補助金所要額調
5 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本 (2) その他参考資料	5 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出予算抄本 (2) その他参考資料

都道府県(政令市、特別区)名				
区分	種目	国庫負担(補助)基本額	要国庫負担額及び国庫補助額	備考
母子保健衛生費負担金	産育医療費	円	円	
	産育の給付費			
	小計			
結核児童日用品費等負担金	結核児童日用品費等			
	子どもの心の診療拠点病院選定支援事業			
	保健指導事業			
母子保健衛生費補助金	生涯を通じた女性の健康支援事業			
	特定不妊治療費助成事業			
	周産期医療対策事業			
結核児童費負担金	結合周産期母子医療センター運営事業			
	就やかな妊娠・出産等サポート事業			
	小計			
合計				

(注) 国庫負担(補助)基本額欄には、様式2及び様式3の各表の国庫負担及び補助基本額を記載すること。

様式2 國庫負担金所要額調

新
(案)

様式2 国庫負担金所要額調

四

別表1 養育医療費所要額明細表					
都道府県（政令市・特別区）名					
区分	対象経費の支出予定期額①	基準額			備考
		費用総額②	控除額（医療保険各法負担額）③	差引額（②-③）④	
医療費	円	円	円	円	
看護料					
計					

別表1 養育医療費所要額明細表					
都道府県（政令市・特別区）名					
区分	対象経費の支出予定期額①	基準額			備考
		費用総額②	控除額（医療保険各法負担額）③	差引額（②-③）④	
医療費	円	円	円	円	
看護料					
移送費					
計					

新
(案)

旧

別表2 療育の給付費所要額明細表

都道府県(指定都市・中核市)名

区分	対象経費の支出予定額①	基準額			備考	
		費用総額		控除額(医療保険各法負担額)③		
		員数	単価			
医療費	円	人	円	円	円	
移送費等						
計						

別表3 結核児童日用品費等所要額明細表

都道府県(指定都市・政令市・中核市・特別区)名

区分	対象経費の支出予定額①	基準額			備考	
		費用総額		控除額(医療保険各法負担額)③		
		員数	単価			
学習品費	円	円	円	円	円	
小学校就学児童						
中学校就学児童						
日用品費						
生熟食移送費						
計						

別表2 療育の給付費所要額明細表

都道府県(指定都市・中核市)名

区分	対象経費の支出予定額①	基準額			備考	
		費用総額		控除額(医療保険各法負担額)③		
		員数	単価			
医療費	円	人	円	円	円	
移送費等						
学習品費						
小学校就学児童						
中学校就学児童						
日用品費						
計						

新
(案)

旧

新 (案)	様式 3 国庫補助金所要額調						
	都道府県(政令市・特別区)名						
	種 目	対象経費の 支出予定額 ① 円	寄付金その 他の収入額 ② 円	差引額 (①-②) 円	基準額 ④ 円	都道府県 補助額 ⑤ 円	国庫補助 基本額 (⑥) 円
	子どものかのん検査拠点病院構造改修事業						
	発育指導事業						
	生涯を通じた女性の健康支援事業						
	特定不妊治療賛助成事業						
	周産期医療対策事業						
	総合周産期母子医療 直 接 補 助						
	センター運営事業 間 接 補 助						
優やかな妊娠・出産等サポート事業							
合 計							
(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(1)及び(2)に掲げる事業 ③と④とを比較して少ない方の額。 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(3)に掲げる事業 ③と④とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。							
旧	様式 3 国庫補助金所要額調						
	都道府県(政令市・特別区)名						
	種 目	対象経費の 支出予定額 ① 円	寄付金その 他の収入額 ② 円	差引額 (①-②) 円	基準額 ④ 円	都道府県 補助額 ⑤ 円	国庫補助 基本額 (⑥) 円
	母子保健強化推進特別事業						
	発育指導事業						
	生涯を通じた女性の健康支援事業						
	特定不妊治療賛助成事業						
	周産期医療対策事業						
	総合周産期母子医療 直 接 補 助						
	センター運営事業 間 接 補 助						
小児科・産科医療体制整備事業							
合 計							
(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(1)及び(2)に掲げる事業 ③と④とを比較して少ない方の額。 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(3)に掲げる事業 ③と④とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。							

新(案)	旧
別紙様式第3 番年月日 厚生労働大臣 殿 都道府県知事 政令市市長 特別区区長 平成20年度母子保健衛生費等国庫負担(補助)金の交付申請について	別紙様式第3 番年月日 厚生労働大臣 殿 都道府県知事 政令市市長 特別区区長 平成19年度母子保健衛生費国庫負担(補助)金及び結核児童療育費負担金の交付申請について
標記の国庫負担金及び国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。	標記の国庫負担金及び国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。
1 精算額 <u>母子保健衛生費国庫負担金</u> <u>結核児童日用品費等国庫負担金</u> <u>母子保健衛生費国庫補助金</u>	1 精算額 <u>母子保健衛生費国庫負担金</u> <u>母子保健衛生費国庫補助金</u> <u>結核児童療育費国庫負担金</u>
2 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表 [様式 1]	2 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表 [様式 1]
3 国庫負担金精算額調 (注 精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。)	3 国庫負担金精算額調 (注 精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。)
4 国庫補助金精算額調 [様式 3]	4 国庫補助金精算額調 [様式 3]
5 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書(見込書)抄本 (2) その他参考資料	5 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書(見込書)抄本 (2) その他参考資料

新（案）	旧
別紙様式第3 番号 年月日 厚生労働大臣 殿	別紙様式第3 番号 年月日 厚生労働大臣 殿
都道府県知事 政令市市長 特別区区長	都道府県知事 政令市市長 特別区区長
平成20年度母子保健衛生費等国庫負担（補助）金 の事業実績報告について	平成19年度母子保健衛生費国庫負担（補助）金及び 結核児童療育費負担金の事業実績報告について
標記の国庫負担金及び国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。	
1 精算額 母子保健衛生費国庫負担金 金 円 結核児童日用品費等国庫負担金 金 円 母子保健衛生費国庫補助金 金 円	1 精算額 母子保健衛生費国庫負担金 金 円 母子保健衛生費国庫補助金 金 円 結核児童療育費国庫負担金 金 円
2 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表 [様式 1]	2 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表 [様式 1]
3 国庫負担金精算額調 (注 精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。) [様式 2]	3 国庫負担金精算額調 (注 精算額調には、内訳として別表の精算額明細表及び事業実施状況を添付すること。) [様式 2]
4 国庫補助金精算額調 [様式 3]	4 国庫補助金精算額調 [様式 3]
5 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本 (2) その他参考資料	5 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本 (2) その他参考資料

様式 1 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表

都道府県（政令市・特別区）名

区分	要国庫負担額 及び国庫補助 額 ①	交付決定額 ②	要国庫負担額 及び国庫補助 額受入額 ③	差引過不足額 (③-①) ④	備考
母子保健衛生費負担金	円	円	円	円	
扶養児童日用品費等負担金					
母子保健衛生費補助金					
合 計					

（注） 1 要国庫負担額及び要国庫補助額欄には、様式2及び様式3の各表の要国庫負担額及び要国庫補助額を記載すること。

2 幸運により購入した価格が50万円以上の機械及び器具については、詳細の分かる資料を添付すること。

新
(案)

様式 1 国庫負担金及び国庫補助金精算額総括表

都道府県（政令市・特別区）名

区分	要国庫負担額 及び国庫補助 額 ①	交付決定額 ②	要国庫負担額 及び国庫補助 額受入額 ③	差引過不足額 (③-①) ④	備考
母子保健衛生費負担金	円	円	円	円	
母子保健衛生費補助金					
扶養児童日用品費負担金					
合計					

（注） 1 要国庫負担額及び要国庫補助額欄には、様式2及び様式3の各表の要国庫負担額及び要国庫補助額を記載すること。

2 幸運により購入した価格が50万円以上の機械及び器具については、詳細の分かる資料を添付すること。

旧

都道府県（政令市・特別区）名

項目	対象経費の支出予定期額	寄付金その他の収入額	差引額（①-②）	基準額	選定額（③と④のいずれか少ない方の額）	交付要綱6及び7に定める徵収基準額	国庫負担基本額（⑤-⑥）	要国庫負担額（⑦×1/2）	備考
基質医療費	円	円	円	円	円	円	円	円	
産育の給付費									
結核児童日用品費等									

都道府県（政令市・特別区）名

項目	対象経費の支出予定期額	寄付金その他の収入額	差引額（①-②）	基準額	選定額（③と④のいずれか少ない方の額）	交付要綱6及び7に定める徵収基準額	国庫負担基本額（⑤-⑥）	要国庫負担額（⑦×1/2）	備考
基質医療費	円	円	円		円	円	円	円	
産育の給付費									

新
(案)

-1

旧

別表1 養育医療費所要額明細表

都道府県(政令市・特別区)名

区分	対象経費の支出予定期額	基準額				備考
		費用総額	控除額(医療費)	差引額(②-③)	④	
①	②	③	④			
医療費	円	円	円	円		
看護料						
移送費						
計						

新
(案)

別表2 (略)

別表1 養育医療費所要額明細表

都道府県(政令市・特別区)名

区分	対象経費の支出予定期額①	基準額				備考
		費用総額②	控除額(医療費)	差引額(②-③)	④	
③	④					
医療費	円	円	円	円		
看護料						
移送費						
計						

旧

別表2 (略)

別表3 療育の給付費所要額明細表

都道府県（指定都市・中核市）名

区分	対象経費の支出予定期①	基準額			備考	
		費用総額		控除額（医療保険各法負担額）③		
		員数	単価			
医療費	円	人	円	円	円	
移送費等						
計						

別表4 結核児童日用品費等所要額明細表

都道府県（指定都市・政令市・中核市・特別区）名

区分	対象経費の支出予定期①	基準額			備考	
		費用総額		控除額（医療保険各法負担額）③		
		員数	単価			
学習品費	円	月	円	円	円	
小学校就学児童						
中学校就学児童						
日用品費						
未熟児移入費						
計						

別表3 療育の給付費所要額明細表

都道府県（指定都市・中核市）名

区分	対象経費の支出予定期①	基準額			備考	
		費用総額		控除額（医療保険各法負担額）③		
		員数	単価			
医療費	円	人	円	円	円	
移送費等						
学習品費	円	月	円	円	円	
小学校就学児童						
中学校就学児童						
日用品費						
計						

旧

都道府県（政令市・特別区）名							
種目	対象経費の実支出額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③ (①-②)	基準額 ④	都道府県補助額 ⑤	国庫補助基本額 ⑥	要国庫補助額 ⑦ (⑥×補助率)
子どもの心の診療拠点病院構構進事業	円	円	円	円	円	円	円
発育指導事業							
生涯を通じた女性の健康支援事業							
特定不妊治療費助成事業							
周産期医療対策事業							
総合周産期母子医療直接補助							
センター運営事業 間接補助							
健やかな妊娠・出産等サポート事業							
合計							

(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 ・交付要綱4「交付額の算定方法」(1)及び(2)に掲げる事業
 ①と④とを比較して少ない方の額。
 ・交付要綱4「交付額の算定方法」(3)に掲げる事業
 ③と④とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。

都道府県（政令市・特別区）名							
種目	対象経費の実支出額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③ (①-②)	基準額 ④	都道府県補助額 ⑤	国庫補助基本額 ⑥	要国庫補助額 ⑦ (⑥×補助率)
母子保健強化推進特別事業	円	円	円	円	円	円	円
発育指導事業							
生涯を通じた女性の健康支援事業							
特定不妊治療費助成事業							
周産期医療対策事業							
総合周産期母子医療直接補助							
センター運営事業 間接補助							
小児科・産科医療体制整備事業							
合計							

(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 ・交付要綱4「交付額の算定方法」(1)及び(2)に掲げる事業
 ①と④とを比較して少ない方の額。
 ・交付要綱4「交付額の算定方法」(3)に掲げる事業
 ③と④とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。

新(案)

旧

新(案)

別紙様式第4

番号
年月日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

平成20年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、母子保健衛生費等国庫負担(補助)金国庫負担金交付要綱8(9)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 换算金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)

金 円

注:別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)

旧

別紙様式第4

番号
年月日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

平成19年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、母子保健衛生費国庫負担(補助)金及び結核児童療育費国庫負担金交付要綱8(9)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 换算金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)

金 円

注:別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)

新（案）	旧
別紙様式第5 都道府県知事 殿	別紙様式第5 都道府県知事 殿
番号 年月日	番号 年月日
間接補助事業者名	間接補助事業者名
平成20年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	
平成 年 月 日 第 号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。	
1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金 円	1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金 円
2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額） 金 円	2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額） 金 円
注：別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）	

新(案)	旧
<p style="text-align: center;">雇児母発第※号 平成20年※月※日</p>	<p style="text-align: right;">雇児母発第0726001号 平成19年7月26日</p>
<p>都道府県 各政令市母子保健主管部（局）長 殿 特別区</p>	<p>都道府県 各政令市母子保健主管部（局）長 殿 特別区</p>
<p>厚生労働省 雇用均等・児童家庭局母子保健課長</p> <p>平成20年度母子保健衛生費国庫負担金及び 国庫補助金交付要綱の標準単価について</p>	<p>厚生労働省 雇用均等・児童家庭局母子保健課長</p> <p>平成19年度母子保健衛生費国庫負担金及び 国庫補助金交付要綱の標準単価について</p>
<p>平成20年度母子保健衛生費国庫負担（補助）金及び結核児童日用品費等負担金交付要綱については、別途、厚生労働事務次官通知をもって示されたところであるが、このうち、母子保健医療対策等総合支援事業の標準単価は別紙の通りであるので、事務処理に遗漏のないよう配慮されたい。</p>	<p>平成19年度母子保健衛生費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱については、別途、厚生労働事務次官通知をもって示されたところであるが、このうち、母子保健医療対策等総合支援事業の標準単価は別紙の通りであるので、事務処理に遗漏のないよう配慮されたい。</p>

新(案)

旧

母子保健医療対策等総合支援事業 標準単価表

母子保健医療対策等総合支援事業 標準単価表

事業名	平成20年度標準単価	対象経費	事業名	平成19年度標準単価	対象経費
(削除)			母子保健強化 推進特別事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	母子保健強化推進特別事業に必 要な報酬、賃金、報償費、旅 費、需用費(消耗品費、食糧費、 印刷製本費)、役務費(通信運搬 費、広告料)、委託料、使用料及 び賃借料、備品購入費
子どもの心の診 療拠点病院機構 推進事業	子どもの心の診療拠点病院1か所につき 18,600,000円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 標準単価×事業月数／12とする。	子どもの心の診療拠点病院機構 推進事業に必要な報酬、給料 (P)※、賃金、報償費、職員 手当等、共済費、旅費、需用費 (消耗品費、燃料費、食糧費、 印刷製本費、光熱水費、修繕 料、医薬材料費)、役務費(通 信運搬費、広告料)、委託料、 使用料及び賃借料、備品購入 費、負担金、補助及び交付金	療育指導事業	次により算出された額の合計額 1 療育指導 113,800円×厚生労働大臣が必要と認めた保健所数 2 巡回指導 65,400円×厚生労働大臣が必要と認めた保健所数 3 小児慢性ピアカウンセリング 222,400円×厚生労働大臣が必要と認めた保健所数	療育指導事業に必要な需用費(消 耗品費、印刷製本費、医薬材料 費)、報酬、賃金、報償費、旅 費、役務費(通信運搬費、手数 料)、委託料、備品購入費
生涯を通じた 女性の健康支援 事業	次により算出された額の合計額 1 健康教育事業 45,800円×実施月数 2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 101,300円×実施月数 3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数	生涯を通じた女性の健康支援事 業に必要な報酬、賃金、報償費、 旅費、需用費(消耗品費、食糧 費、印刷製本費)、役務費(通信 運搬費、広告料)、委託料、使用 料及び賃借料、備品購入費	生涯を通じた 女性の健康支援 事業	次により算出された額の合計額 1 健康教育事業 45,800円×実施月数 2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 101,300円×実施月数 3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数	生涯を通じた女性の健康支援事 業に必要な報酬、賃金、報償費、 旅費、需用費(消耗品費、食糧 費、印刷製本費)、役務費(通信 運搬費、広告料)、委託料、使用 料及び賃借料、備品購入費
特定不妊治療費 助成事業	次により算出された額の合計額 1 助成費 特定不妊治療 100,000円×実施件数 2 事務費 (1) 定額分 1,520,000円 (2) 登録管理 530円×登録組数 (3) 医療機関旅費 6,860円×か所数	特定不妊治療費助成事業に必 要な報酬、賃金、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、印刷製本 費)、役務費(通信運搬費、広告 料)、委託料、備品購入費、負担 金、補助及び交付金、扶助費	特定不妊治療費 助成事業	次により算出された額の合計額 1 助成費 特定不妊治療 100,000円×実施件数 2 事務費 (1) 定額分 1,520,000円 (2) 登録管理 530円×登録組数 (3) 医療機関旅費 6,860円×か所数	特定不妊治療費助成事業に必 要な報酬、賃金、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、印刷製本 費)、役務費(通信運搬費、広告 料)、委託料、備品購入費、負担 金、補助及び交付金、扶助費

周産期医療対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 周産期医療協議会 612,000円 2 周産期医療ネットワーク事業 ネットワークの運営に対する経費 厚生労働大臣が必要と認めた額 3 相談事業 専門相談、啓発普及に関する経費 (1) 専門相談設置費 335,000円×実施月数 (2) 啓発普及費 406,000円 4 周産期医療関係者の育成研修事業 1,218,000円 5 周産期搬送システム調査・研究事業 1,630,000円 6 NICU入院児支援事業 5,536,000円</p>	周産期医療対策事業に必要な報酬、給料(P)※、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費	周産期医療対策事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費
総合周産期母子医療センター運営事業	<p>総合周産期母子医療センター1か所につき、次により算出された額</p> <p>MFICU12床以上の運営の場合 69,499,000円 ※MFICUが12床未満の場合は、1床あたり5,791,000円を減額する。 ※事業期間が1年に満たない場合は、標準単価×事業月数／12とする。</p>	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減額	<p>総合周産期母子医療センター1か所につき、次により算出された額</p> <p>MFICU12床以上の運営の場合 69,499,000円 ※MFICUが12床未満の場合は、1床あたり5,791,000円を減額する。 ※事業期間が1年に満たない場合は、標準単価×事業月数／12とする。</p>
健やかな妊娠・出産等サポート事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 小児科・産科医療体制整備事業 厚生労働大臣が必要と認めた額 (原則として5,000千円を上限とする) 2 安全・安心な妊娠・出産等支援体制整備事業 厚生労働大臣が必要と認めた額 (原則として10,000千円を上限とする)</p>	小児科・産科医療体制整備事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>小児科・産科医療体制整備事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>

※ 「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」及び「周産期医療対策事業」の対象経費のうち、「給料」を対象にするかについては調整中。

(資料9) 養育医療給付事業の徴収基準額表等の取り扱いについて

養育医療給付事業の徴収基準額表等の取扱いについて

1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」が平成20年4月1日から施行されることに伴い、養育医療給付事業の徴収基準額表、結核児童療育給付事業の徴収基準額表、小児慢性特定疾患治療研究事業の自己負担限度額表及び小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の徴収基準額表（以下「徴収基準額表等」という。）において、支援給付受給世帯を生活保護世帯と同様の扱いとする

2 電子申告に係る所得税額の特別控除

租税特別措置法の一部改正により、電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除制度が創設され、電子申告により所得税の申告を行った場合に所得税が控除されることとなつたが、徴収基準額表等を適用する際は、同特別控除を適用しないこととする。

したがって、電子申告により所得税の申告をし、所得税が減額されている場合でも、控除前の額で徴収基準額表等を適用することとなる。

3 要綱の改正

支援給付受給世帯及び電子申告に係る特別控除について規定するため、徴収基準額表等を含む以下の要綱を一部改正する予定である。

- ・ 平成19年度母子保健衛生費等国庫負担金（補助金）及び結核児童療育費国庫負担金交付要綱
- ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱
- ・ 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

4 施行日

改正要綱については、平成20年4月1日から適用する予定である。

(資料13) 平成20年度診療報酬改定における主要改定項目について（案）
(平成20年2月13日 中央社会保険医療協議会 総会資料（抜粋）)

中医協 総-1
20. 2. 13

平成20年度診療報酬改定における 主要改定項目について（案）

(注) 3月中に告示を公布する予定である。

(平成20年2月13日 中央社会保険医療協議会 総会 資料（抜粋）)

【 目 次 】

緊急課題 産科や小児科をはじめとする病院勤務医の負担の軽減

緊急課題－1 産科・小児科への重点評価について	3
緊急課題－2 診療所・病院の役割分担等について	13
緊急課題－3 病院勤務医の事務負担の軽減について	18
緊急課題－4 救急医療対策について	20

I 患者から見て分かりやすく、患者の生活の質（QOL）を高める医療を実現する視点（略）

I－1 医療費の内容の情報提供について	21
I－2 分かりやすい診療報酬体系等について	22
I－3 生活を重視した医療について	30
I－4 保険薬局の機能強化について	38

II 質の高い医療を効率的に提供するために医療機能の分化・連携を推進する視点（略）

II－1 質の高い効率的な入院医療の推進について	39
II－2 質の評価手法の検討について	50
II－3 医療ニーズに着目した評価について	55
II－4 在宅医療の推進について	57
II－5 精神障害者の療養生活支援について	61
II－6 歯科医療の充実について	73
II－7 調剤報酬の見直しについて	110

III 我が国の医療の中で今後重点的に対応していくべきと思われる領域の評価の在り方について検討する視点（略）

III－1 がん医療の推進について	114
III－2 脳卒中対策について	124
III－3 自殺対策・子どもの心の対策について	127
III－4 医療安全の推進と新しい技術等の評価について	130
III－5 オンライン化・IT化の促進について	140

IV 医療費の配分の中で効率化の余地があると思われる領域の評価の在り方について検討する視点（略）

IV－1 新しい技術への置換について	141
IV－2 後発医薬品の使用促進等について	145
IV－3 その他の効率化や適正化すべき項目等について	150

V 後期高齢者の診療報酬について（略）

V－1 入院医療について	152
V－2 在宅医療について	160
V－3 外来医療について	169
V－4 終末期医療について	175

ハイリスク妊娠管理の充実・拡大

骨子【緊急課題ー1ー(1)】

第1 基本的な考え方

合併症等によりリスクの高い分娩を伴う妊娠婦の入院について、平成18年度診療報酬改定において、ハイリスク分娩管理加算を新設し、診療報酬上の評価を行った。

さらに、こうした評価を勤務医の負担軽減につなげるため、ハイリスク分娩管理加算については、産科勤務医の負担軽減のための計画作成を義務付けるとともに、評価の引き上げを行う。

また、ハイリスク分娩管理加算の対象となっていない妊娠でもリスクの高い分娩があることや、分娩を伴わなくてもリスクの高い妊娠があるため、そうした患者の継続的な管理についても、診療報酬上の評価を行う。

このほか、こうした患者を診療する上で必要な検査であるノンストレステストの対象者の拡大も行う。

第2 具体的な内容

1 ハイリスク分娩管理加算の対象拡大と評価の引上げ

現 行	改 正 案
【ハイリスク分娩管理加算】(1日につき) 1,000点	【ハイリスク分娩管理加算】(1日につき) <u>2,000点</u>
【対象者】 妊娠22週から27週の早産、40歳以上の初産婦、分娩前のBMIが35以上の初産婦、糖尿病合併妊娠、妊娠高血圧症候群重症、常位胎盤早期剥離	【対象者】 妊娠22週から <u>32週未満</u> の早産、40歳以上の初産婦、分娩前のBMIが35以上の初産婦、妊娠高血圧症候群重症、常位胎盤早期剥離、 <u>前置胎盤</u> 、 <u>双胎間輸血症候群</u> 、 <u>心疾患</u> 、 <u>糖尿病</u> 、 <u>特発性血小板減少性紫斑病</u> 、 <u>白血病</u> 、 <u>血友病</u> 、 <u>出血傾向</u> 及び <u>HIV陽性</u> 等の妊娠婦 【施設基準等】 病院勤務医の負担の軽減に資する体制が整備されていること

(新)2 ハイリスク妊娠管理加算 1,000点(1日につき)

【対象者】

妊娠22週から32週未満の早産、妊娠高血圧症候群重症、前置胎盤、妊娠30週未満の切迫早産、心疾患、糖尿病、甲状腺疾患、腎疾患、膠原病、特発性血小板減少性紫斑病、白血病、血友病、出血傾向、HIV陽性及びRh不適合等のいずれかを合併する妊娠

3 ノンストレステストの対象の拡大

現 行	改 正 案
【ノンストレステスト】 【対象者】 妊娠中毒症、子宮内胎児発育不全、胎盤機能不全、多胎妊娠、Rh不適合若しくは羊水異常症、子宮収縮抑制剤使用時又は糖尿病、甲状腺機能亢進症、膠原病若しくは心疾患である妊娠中の患者に対して行った場合	【ノンストレステスト】 【対象者】 40歳以上の初産婦、BMIが35以上の初産婦、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育不全、常位胎盤早期剥離、前置胎盤、胎盤機能不全、多胎妊娠、羊水異常症、切迫早産、子宮収縮抑制剤使用時又は心疾患、糖尿病、甲状腺疾患、腎疾患、膠原病、特発性血小板減少性紫斑病、白血病、血友病、出血傾向、HIV陽性及びRh不適合等の妊娠
【算定回数】 入院中では1週間に限り1回に限り、入院中以外では1月につき1回に限り算定	【算定回数】 入院中では1週間に限り3回に限り、入院中以外では1週間に限り1回に限り算定

改

【緊急課題ー1（産科・小児科への重点評価について）ー②】

産科医療に係る地域ネットワークの機能に関する評価

骨子【緊急課題ー1ー(1)】

第1 基本的な考え方

リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、各都道府県において、総合周産期母子医療センターを中心とする周産期医療ネットワークの整備が進められており、こうした取組をさらに進めるため、医療機関間の連携体制や妊婦の救急受入れについての評価を行う。

第2 具体的な内容

1 ハイリスク妊産婦共同管理料（I）及び（II）の対象拡大

現 行	改正案
<p>【ハイリスク妊産婦共同管理料】</p> <p>【対象者】</p> <p>妊娠22週から27週の早産、40歳以上の初産婦、分娩前のBMIが35以上の初産婦、糖尿病合併妊娠、妊娠高血圧症候群重症、常位胎盤早期剥離</p>	<p>【ハイリスク妊産婦共同管理料】</p> <p>【対象者】</p> <p>妊娠22週から32週未満の早産、40歳以上の初産婦、分娩前のBMIが35以上の初産婦、妊娠高血圧症候群重症、常位胎盤早期剥離、前置胎盤、双胎間輸血症候群、心疾患、糖尿病、特発性血小板減少性紫斑病、白血病、血友病、出血傾向及びHIV陽性等の妊婦 妊娠30週未満の切迫早産、甲状腺疾患、腎疾患、膠原病及びRh不適合等の妊婦</p>

改

新 3 妊産婦緊急搬送入院加算の創設 5,000点（入院初日）

【算定要件】

妊娠状態の異常が疑われ緊急用の自動車等で緊急に搬送された妊産婦を入院させた場合に算定する

【施設基準】

妊娠状態の異常が疑われる妊産婦の患者の受け入れ及び緊急の分娩への対応につき十分な体制が整備されていること

【対象患者】

- 1 妊娠状態の異常が疑われ、救急車等により当該医療機関に搬送された妊産婦
- 2 他の医療機関において、妊娠状態の異常が認められ、当該医療機関に緊急搬送された妊産婦
- 3 助産所において、妊娠状態の異常が疑われ、当該医療機関に緊急搬送された妊産婦のいずれかであって、医療保険の対象となる入院診療が行われた者（ただし、直近3ヶ月以内に当該医療機関の受診歴のある患者は除く。）

新 2 診療情報提供料（I）の加算の創設 200点

【算定要件】

ハイリスク妊産婦共同管理料（I）の施設基準の届出を行っている保険医療機関からハイリスク妊産婦共同管理料（II）の基準を満たす病院に対する紹介に限る

【対象者】

ハイリスク妊産婦共同管理料の対象者

【緊急課題ー1（産科・小児科への重点評価について）ー③】

周産期医療における新生児に対する医療 及び救急搬送に係る評価について

第1 基本的な考え方

リスクの高い新生児に高度の医療が適切に提供されるよう救急医療機関等での病態の安定化後に産科や小児科などの専門的な医療機関で治療を行う必要がある場合に、病態の急激な変化に対応できるよう、医師が同乗し、必要な医療機器等を備えて、救急用の自動車等で当該患者を搬送する必要が生じている。

第2 具体的な内容

- 1 リスクの高い新生児に対して高度の医療を提供した場合の評価を引き上げる。

現 行	改 正 案
【新生児入院医療管理料】(1日につき) 750点	【新生児入院医療管理加算】(1日につき) 800点

- 2 小児患者等を含めて病態が不安定な患者を、医師が同乗し救急用の自動車等で搬送した場合の評価を引き上げる。

現 行	改 正 案
【救急搬送診療料】 650点	【救急搬送診療料】 1,300点

【緊急課題ー1（産科・小児科への重点評価について）ー④】

小児の手厚い入院医療の評価

骨子【緊急課題ー1ー(2)】

第1 基本的な考え方

子ども病院を始めとする地域の小児医療の中核的役割を果たす医療機関においては、現行の小児入院医療管理料1で求めている要件以上の手厚い人員配置により、高い水準の医療が提供されている。こうした医療機関について、新たな区分を設け、診療報酬上さらに高い評価を行う。

第2 具体的な内容

小児入院医療管理料の再編成

現 行	改 正 案
【小児入院医療管理料】(1日につき)	【小児入院医療管理料】(1日につき)
1 3,600点	1 4,500点
2 3,000点	2 3,600点
3 2,100点	3 3,000点
	4 2,100点

新

【施設基準等】

小児入院医療管理料1

- 常勤の小児科又は小児外科の医師20人以上（複数の医師が協同して常勤の場合と同等の時間の勤務が行われている場合は、10名までは常勤として取り扱う。）
- 新生児及び乳幼児の入院での手術が年間200例以上
- 7：1以上の看護配置で、夜間も9：1以上を確保
- 平均在院日数21日以内 等

【緊急課題ー1（産科・小児科への重点評価について）ー⑥】

障害を持つ小児への手厚い医療の評価

骨子【緊急課題ー1ー(3)】

第1 基本的な考え方

超重症児や人工呼吸器を装着した患者が多い施設において、より手厚い看護配置を行うものを適切に評価する観点から、以下の措置を講ずる。

- 1 超重症児・準超重症児の中でも、状態が特に安定しない乳幼児期の患者について、重点的に評価を行う。
- 2 肢体不自由児（者）等を対象とする施設において、一定以上の割合で超重症児等が入院していることを条件として、障害者等入院基本料に7対1入院基本料を創設する。

第2 具体的な内容

1 超重症児等について

状態が特に安定しない乳幼児期の患者について、特に加算を引き上げる。

現 行	改正案
【超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算】（1日につき） 1 超重症児（者）入院診療加算 300点 2 準超重症児（者）入院診療加算 100点	【超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算】（1日につき） 改 1 超重症児（者）入院診療加算 6歳未満 600点 6歳以上 300点 2 準超重症児（者）入院診療加算 6歳未満 200点 6歳以上 100点

- 2 肢体不自由児施設等に限り、障害者施設等入院基本料に、超重症児等の入院比率を条件とする7対1入院基本料を新設する。

現 行	改正案
【障害者施設等入院基本料】（1日につき） 1 10対1入院基本料 1,269点 2 13対1入院基本料 1,092点 3 15対1入院基本料 954点	【障害者施設等入院基本料】（1日につき） 1 7対1入院基本料 1,555点 2 10対1入院基本料 1,300点 3 13対1入院基本料 1,092点 4 15対1入院基本料 954点
	〔施設基準等〕 7対1入院基本料
	1 当該病棟において、入院患者7に対し看護職員1以上を配置すること。ただし、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師であること 2 当該病棟に入院する患者のうち、3割以上が超重症児（者）又は準超重症児（者）であること 3 肢体不自由児施設、重度心身障害児施設又は国立高度専門医療センター並びに独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの

【緊急課題ー1（産科・小児科への重点評価について）ー⑥】

障害児等のリハビリテーションの充実・拡大

骨子【緊急課題ー1ー(4)(5)】

第1 基本的な考え方

- 障害児(者)リハビリテーション料について、特殊性や専門性を考慮し診療報酬上の評価を引き上げる。また、実際に一定の割合以上障害児(者)を受け入れ、専門性の高いリハビリテーションを行っている施設を対象施設に追加する。
- 失語症などの言語障害に対する治療については、個別療法を実施した場合に脳血管疾患等リハビリテーション料を算定することとしているが、集団で実施するコミュニケーション療法にも一定の効果が期待できることから、診療報酬上の評価を行う。

第2 具体的な内容

- 現行の障害児(者)リハビリテーションの評価について見直し、さらに、一定以上の割合で障害児(者)を受け入れ、専門的な障害児(者)に対するリハビリテーションを行っている施設を評価の対象に追加する。

現 行	改正案
【障害児(者)リハビリテーション料】 (1単位)	【障害児(者)リハビリテーション料】 (1単位)
6歳未満 190点	6歳未満 220点
6歳～18歳 140点	6歳～18歳 190点
18歳以上 100点	18歳以上 150点
・患者1人につき1日6単位まで算定する	・患者1人につき1日6単位まで算定する
【算定要件】	【算定要件】
児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設又は国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、厚生労働大臣の指定するもの	以下の各号のいずれかに該当すること 1 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設又は国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、厚生労働大臣の指定するもの 2 当該施設でリハビリテーションを実施される患者が、主として脳性麻痺等の患者(た

[施設基準]	だし、加齢に伴う心身の変化に起因する疾病のものを除く。)であること
・60m ² 以上 (言語聴覚療法を行う場合は、専用の個別療法室8m ² 以上を別に有していること)	[施設基準] ・病院60m ² 以上、診療所45m ² 以上 (言語聴覚療法を行う場合は、専用の個別療法室8m ² 以上を別に有していること)

- 言語障害のある患者（脳血管障害等による失語、構音障害や小児の発達障害によるもの等）を対象に、集団でコミュニケーション療法を実施した場合についての評価を新設する。

新 集団コミュニケーション療法 1単位につき 50点
(1人につき1日3単位まで算定可)

【算定要件】

- 専用の集団療法室等において、医師の指示のもと言語聴覚士（又は医師）と患者が1対複数で20分以上訓練を行った場合に算定する
- 実施単位数は言語聴覚士1人当たり1日のべ54単位を限度とし、訓練時間が20分に満たない場合は基本診療料に含まれるものとする
- 同一の患者に対して、個別療法と集団療法を同一日に行った場合は、個別療法の所定点数のみにより算定する

【施設基準】

- 現に脳血管疾患等リハビリテーション料又は障害児(者)リハビリテーション料を算定する施設で、専用の集団療法室を備えていること
- 専任の常勤医師が1名以上いること
- 言語聴覚療法を担当する専従の言語聴覚士が1名以上いること

【対象患者】

脳血管疾患等リハビリテーション料又は障害児(者)リハビリテーション料の算定対象患者であって、言語・聴覚機能の障害を有するもの

【緊急課題－2（診療所・病院の役割分担等について）－①】

勤務医の負担軽減に資する地域での機能分担の促進に係る評価

骨子【緊急課題－2－(2)】

第1 基本的な考え方

病院勤務医の負担軽減に資するため、軽症の救急患者を地域の身近な診療所において受け止める観点から、診療所における夜間、早朝等における診療の評価を新設する。

第2 具体的な内容

夜間や休日における診療は、診療応需の体制を解いた診療所が急病等やむを得ない理由により診療を行った場合に、時間外加算等として評価されているが、開業時間内に行う夜間、早朝等における診療について初・再診料に係る加算を創設する。

(新) (1) 初診料 夜間・早朝等加算 50点

(新) (2) 再診料 夜間・早朝等加算 50点

〔算定要件〕

開業時間であって、以下の時間帯に診療が行われた場合、初・再診料に対して加算する

- 1 平日においては夜間（18～22時）、早朝（6～8時）の診療
- 2 土曜においては夜間等（12～22時）、早朝（6～8時）の診療
- 3 日曜、祝日においては深夜以外（6～22時）の診療

〔施設基準〕

- 1 週30時間以上開業している診療所であること
- 2 開業時間を分かりやすい場所に掲示していること

〔補足事項〕

保険医療機関が診療応需の体制を解いた後において、診療を再開することを評価した初・再診料に係る時間外加算、休日加算、深夜加算の取扱いについては、現行のとおり

【緊急課題－2（診療所・病院の役割分担等について）－②】

小児の時間外等の外来医療の評価

骨子【緊急課題－2－(3)】

第1 基本的な考え方

小児科における病院勤務医の負担軽減を図るため、診療所が時間外を含めた小児科の外来医療を担うことを更に推進するため、小児科の外来に係る診療報酬上の評価を引き上げる。

第2 具体的な内容

1 地域連携小児夜間・休日診療料の評価の引上げ

地域連携小児夜間・休日診療料 1	300点	→	350点
地域連携小児夜間・休日診療料 2	450点	→	500点

2 小児科外来診療料の引上げ

小児科外来診療料

1 処方せんを交付する場合

イ 初診時	550点	→	560点
ロ 再診時	370点	→	380点

2 1以外の場合

イ 初診時	660点	→	670点
ロ 再診時	480点	→	490点

【緊急課題－2（診療所・病院の役割分担等について）－③】

地域で中核となる病院に勤務する医師の負担軽減の評価

骨子【緊急課題－2－(4)】

第1 基本的な考え方

地域の中核病院として、十分な人員配置及び設備等を備え、産科、小児科、精神科等を含む総合的かつ専門的な急性期医療をいつでも提供できる入院機能、及び地域の他の医療機関との連携体制に基づく外来の縮小等の勤務医の負担軽減のための取組を評価する。

第2 具体的な内容

新 入院時医学管理加算 120点（1日につき、14日を限度）

[算定要件]

- 1 特定機能病院・専門病院入院基本料を算定する病院以外の病院であること
- 2 急性期医療を行うにつき十分な体制が整備されていること
 - (1) 産科、小児科、内科、整形外科及び脳神経外科に係る入院医療を提供していること
 - (2) 精神科による24時間対応が可能な体制が取られていること
- 3 病院勤務医の負担の軽減に資する体制が整備されていること
 - (1) 外来診療を縮小するための体制を確保していること
 - (2) 病院勤務医の負担の軽減に資する計画（例：医師・看護師等の業務分担、医師に対する医師事務作業補助体制、地域医療機関との連携体制、外来縮小計画等）を策定し、職員等に対して周知していること
 - (3) 特別な関係にある医療機関での勤務時間も含めて、勤務医の勤務時間を把握するとともに、勤務医負担の軽減及び医療安全の向上に資するための計画を策定し、職員等に対して周知していること（例：連続当直は行わないシフトを組むこと、当直後の通常勤務について配慮すること等）
- 4 急性期医療に係る実績を相当程度有していること

入院患者のうち、全身麻酔件数が年800件以上であること 等

※ 既存の入院時医学管理加算の要件は廃止する

【緊急課題－2（診療所・病院の役割分担等について）－④】

10対1入院基本料の見直し

第1 基本的な考え方

地域医療を担う多くの医療機関は、在院日数の減少により、短期間でより多くの患者に対して入院医療を提供することから、勤務医負担も大きい。このような地域の急性期医療を担う医療機関に対する評価として、10対1入院基本料の評価を引き上げる。

第2 具体的な内容

現 行	改正案
A100 一般病棟入院基本料 2 10対1入院基本料 1, 269点	A100 一般病棟入院基本料 2 10対1入院基本料 1, 300点
A102 結核病棟入院基本料 2 10対1入院基本料 1, 161点	A102 結核病棟入院基本料 2 10対1入院基本料 1, 192点
A103 精神病棟入院基本料 2 10対1入院基本料 1, 209点	A103 精神病棟入院基本料 2 10対1入院基本料 1, 240点
A104 特定機能病院入院基本料 1 一般病棟の場合 □ 10対1入院基本料 1, 269点	A104 特定機能病院入院基本料 1 一般病棟の場合 □ 10対1入院基本料 1, 300点
2 結核病棟の場合 □ 10対1入院基本料 1, 161点	2 結核病棟の場合 □ 10対1入院基本料 1, 192点
3 精神病棟の場合 □ 10対1入院基本料 1, 209点	3 精神病棟の場合 □ 10対1入院基本料 1, 240点
A105 専門病院入院基本料 2 10対1入院基本料 1, 269点	A105 専門病院入院基本料 2 10対1入院基本料 1, 300点
A106 障害者施設等入院基本料 2 10対1入院基本料 1, 269点	A106 障害者施設等入院基本料 2 10対1入院基本料 1, 300点

【緊急課題－2（診療所・病院の役割分担等について）－⑤】

特定機能病院等の評価

第1 基本的な考え方

特定機能病院・専門病院に対しては、高度な医療を提供していること等を考慮し、一般病棟に係る入院基本料の14日以内の期間に係る加算を更に評価する。

ただし、特定機能病院・専門病院の役割にかんがみ、入院時医学管理加算等の評価を行わない。

第2 具体的な内容

1 特定機能病院入院基本料（一般病棟）

現 行	改正案	
イ 一般病棟の場合 (1) 14日以内の期間の加算 652点	イ 一般病棟の場合 (1) 14日以内の期間の加算 712点	改

2 専門病院入院基本料

現 行	改正案	
イ 14日以内の期間の加算 452点	イ 14日以内の期間の加算 512点	改

【緊急課題－3（病院勤務医の事務負担の軽減について）－①】

勤務医の事務作業を補助する職員の配置の評価

骨子【緊急課題－3】

第1 基本的な考え方

病院勤務医の負担軽減を図るために、地域の急性期医療を担う病院（特定機能病院を除く。）において、医師の事務作業を補助する職員（以下「医師事務作業補助者」という。）を配置している場合の評価を新設する。

第2 具体的な内容

入院基本料等加算の新設

新 医師事務作業補助体制加算（入院初日）

1 25対1補助体制加算	355点
2 50対1補助体制加算	185点
3 75対1補助体制加算	130点
4 100対1補助体制加算	105点

(対届出一般病床数比での医師事務作業補助者の配置数による)

[算定要件]

1 地域の急性期医療を担う病院であって、医師が必ずしも自ら行う必要のない書類作成等の業務について、医師以外の者に担わせることができる体制が整備されていること

2 一般病床に入院した患者について、入院基本料等加算（入院初日）として評価する

[施設基準]

1 病院勤務医の負担軽減に資する計画を策定し、院内掲示を行い、職員等に対して周知していること。その計画に基づき、診療科間の業務の繁閑の実情を踏まえて、専従の医師事務作業補助者を配置していること。加えて、新規に医師事務作業補助者を配置する際には最低6ヶ月の研修（職場内研修を含む。）を実施し、実際に病院勤務医の負担軽減に資する業務を遂行できる体制であること

2 医師事務作業補助者の業務範囲については、「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」（平成19年12月28日医政発第1228001号）にある、「2 役割分担の具体例 (1) 医師、看護師等の医療関係職と事務職員等との役割分担 1) 書類作成等」に基づき、院内規程が整備されていること

3 加えて、「診療録等の記載について」（昭和63年5月6日総第17号等）、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成

1.8年4月21日医政発第0421005号等)、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成19年3月30日医政発第0330033号)等に準拠した体制が整備されていること

- 4 以上の計画、体制整備に係る院内規程を文書で届け出ること

【病院の担う機能と算定可能な医師事務作業補助体制加算の関係】

病院機能	25対1	50対1	75対1	100対1
第三次救急医療機関	○	○	○	○
総合周産期母子医療センター	○	○	○	○
小児救急医療拠点病院	○	○	○	○
災害拠点病院	×	○	○	○
へき地医療支援病院	×	○	○	○
地域医療支援病院	×	○	○	○
緊急入院患者を受け入れている医療機関*	×	○	○	○

* 年間の緊急入院患者数が200名以上の実績を有する病院(200名以上の緊急入院患者とは、特別の関係にある保険医療機関等から搬送される患者等を除くものであること。)

【医師事務作業補助者の業務範囲】

- 診断書などの文書作成補助、診療記録への代行入力、医療の質の向上に資する事務作業(診療に関するデータ整理、院内がん登録等の統計・調査、医師の教育や臨床研修のカンファレンスのための準備作業等)並びに行政上の業務(救急医療情報システムへの入力、感染症のサーベイランス事業等)への対応を医師の指示の下に行う
- 医師以外の職種の指示の下に行う業務、診療報酬の請求事務、窓口・受付業務、医療機関の経営、運営のための基礎データ収集業務、看護業務の補助並びに物品運搬業務等については行わないこと

【緊急課題ー4(救急医療対策について)ー①】

救急医療の充実に係る評価

骨子【緊急課題ー4】

第1 基本的な考え方

救命救急センターでは、効率的な急性期医療の提供を目的として、入院初期より濃厚な医療を実施し、できるだけ早期に患者が一般病棟へ移行できるよう取組を行っている。そのため、極早期における手厚い医療が提供できるよう評価の仕組みを変更し、評価を引き上げる。

第2 具体的な内容

現行の救命救急入院料では、7日以内の期間について一律に評価しているが、3日以内と4~7日以内に分けて、極早期の入院医療の評価を引き上げる。

現 行	改 正 案
1 7日以内の期間 イ 救命救急入院料1 9,000点 ロ 救命救急入院料2 10,400点	1 3日以内の期間 イ 救命救急入院料1 9,700点 ロ 救命救急入院料2 11,200点
	2 4日以上7日以内の期間 イ 救命救急入院料1 8,775点 ロ 救命救急入院料2 10,140点